

# 第四期香芝市地域福祉計画

## 第四期香芝市地域福祉活動計画

香芝市成年後見制度利用促進基本計画  
香芝市再犯防止推進計画  
香芝市重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年度 ▶▶ 令和12年度

基本理念

### 支え合い 共に創る 「共生」のまち かしば



令和8年3月





# 基 本 理 念

支え合い 共に創る

「共生」のまち かしば

## 第四期香芝市地域福祉計画の策定に寄せて

香芝市長

三橋 和史



本市は、奈良県北西部に位置し、自然豊かな住環境と大阪都心部への交通の利便性の良さなどから、主に住宅都市として発展してきました。一方で、少子高齢化や人口減少、地域住民同士のつながりの希薄化など、地域福祉をめぐる状況は大きく変化しており、地域ぐるみで支え合う仕組みづくりがこれまで以上に重要となっています。

このような状況の中、本市では、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間の計画期間とする第四期香芝市地域福祉計画を策定いたしました。本計画では、これまで基本理念に掲げてきた「ふれあい」や「みとめあい」、「つながり」といった人と人との関係づくりの重要性を継承しながら、地域福祉の更なる飛躍に向け、福祉の領域にとどまらず、あらゆる世代が相互に支え合っていく地域社会の実現を目指す基本理念として、「支え合い 共に創る 『共生』のまち かしば」を掲げています。

本計画は、福祉行政における上位計画として、これまで一体的に策定していた香芝市地域福祉活動計画及び香芝市成年後見制度利用促進基本計画に加え、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指し、新たに香芝市再犯防止推進計画及び香芝市重層的支援体制整備事業実施計画を計画内に包含しています。再犯防止のための施策を総合的に推進していくとともに、犯罪や非行をした人たちの更生についての理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことに努めてまいります。

さらに、本市では、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備し、関係課室や相談支援事業所などの支援機関の連携強化や包括的な支援の提供を進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、多大な御尽力を賜りました第四期香芝市地域福祉計画及び第四期香芝市地域福祉活動計画策定委員会の委員の皆様を始め、市民意識調査やパブリックコメントを通じて貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様、日頃から地域福祉の推進に御尽力いただいている関係団体の皆様に厚く御礼申し上げます。引き続き、本市行政の推進に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 第四期香芝市地域福祉活動計画の策定に寄せて

社会福祉法人香芝市社会福祉協議会 会長

高橋 進



近年、少子高齢化や人口減少の進行、家族形態や働き方の変化に加え、物価高騰などの影響により、地域で暮らす人々が抱える課題は一層複雑化かつ複合化しています。孤立や生活困窮、子育て不安、ひきこもりなどの問題は分野を越えて重なり合い、従来の制度や個別の支援だけでは対応が難しい状況となっています。また、地域のつながりの希薄化や担い手不足も進む中、住民同士が支え合う力の再構築がこれまで以上に求められています。

このような状況を踏まえ、本会では香芝市と共同し、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までを計画期間とする「第四期香芝市地域福祉活動計画」を策定いたしました。本計画は、市が策定する地域福祉計画と理念を共有し、「支え合い 共に創る『共生』のまち かしば」の実現に向けて、市民一人一人の参加と協働による地域福祉の推進を具体的な実践へとつなげていく行動計画です。

本計画の推進に当たっては、地域福祉を「我が事」として捉える意識の醸成を図るとともに、住民、ボランティア、関係団体、専門職、行政など多様な主体が対話を重ね、それぞれの強みをいかした協働の取組を進めてまいります。また、地域の身近なつながりづくりや見守り活動の充実、生活課題を早期に把握し支援につなぐ仕組みづくりを進めるとともに、包括的かつ重層的な支援体制の一層の充実に努めてまいります。

本会は、地域に最も身近な福祉団体として、市民の皆様の声に寄り添いながら、地域福祉活動の推進役としての役割を果たしてまいります。本計画が、市民一人一人の思いや行動につながり、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域づくりの一助となることを願っております。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力を賜りました第四期香芝市地域福祉計画及び第四期香芝市地域福祉活動計画策定委員会の委員の皆様を始め、市民意識調査やパブリックコメント等を通じて貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様、並びに日頃から地域福祉の推進に御尽力いただいております関係団体の皆様に心より御礼申し上げます。今後とも、本会の事業運営に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画の目的	1
2 地域福祉とは	2
3 計画の位置付け	4
（1）地域福祉計画の位置付け	4
（2）地域福祉活動計画の位置付け	4
（3）地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	5
（4）成年後見制度利用促進基本計画の位置付け	6
（5）地方再犯防止推進計画の位置付け	6
（6）重層的支援体制整備事業実施計画の位置付け	7
（7）関連計画との位置付け	8
4 計画の期間	9
5 計画の策定体制	9
第2章 香芝市の地域福祉を取り巻く現状と課題	10
1 統計データからみえる香芝市の現状	10
（1）人口及び世帯状況	10
（2）福祉に関する動向	15
2 市民意識調査結果等からみえる現状	17
（1）市民意識調査の結果	17
（2）小地域福祉活動調査	27
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 計画の基本理念	30
2 計画の政策分野	31
（1）地域福祉への参加促進と担い手の育成	31
（2）市民の様々な生活課題を解決できる仕組みづくり	31
（3）快適で安心して暮らすことのできる都市環境の形成	31
（4）市民が健やかで生き生きと暮らせるまちの実現	31
3 計画の体系	32
第4章 施策の展開	33
政策分野 1 地域福祉への参加促進と担い手の育成	33
1 地域福祉を担う人材の育成と協働	33
2 地域福祉活動団体等との連携	36
3 市民の福祉と人権意識の高揚	39
政策分野 2 市民の様々な生活課題を解決できる仕組みづくり	42
1 安心して福祉サービスが利用できる仕組みづくり	42
2 包括的な支援体制整備	45

3 市民の尊厳を守る取組の推進.....	49
政策分野 3 快適で安心して暮らすことのできる都市環境の形成.....	54
1 全ての市民が安心して外出できる環境づくり.....	54
2 市民生活の安全安心の向上.....	56
政策分野 4 市民が健やかで生き生きと暮らせるまちの実現.....	59
1 市民の生きがいくりの推進.....	59
2 市民の健康づくりの推進.....	61
3 安心して子育てのできるまち.....	64
第5章 重層的支援体制整備事業実施計画.....	66
1 背景について.....	66
2 事業目標について.....	66
（1）包括的な相談体制の整備.....	66
（2）孤立及び孤独を防ぐ多様な参加支援の推進.....	67
（3）地域共生社会を目指した「支え合いの地域づくり」.....	67
（4）持続可能な体制整備と人材育成.....	68
3 事業評価の方法について.....	68
4 実施体制について.....	68
（1）実施体制(令和8年3月時点).....	69
（2）支援機関間の連携に関する事項.....	71
第6章 計画の推進に向けて.....	72
1 地域福祉の推進体制.....	72
2 計画の進捗管理.....	73
3 計画の周知及び啓発.....	73
4 数値目標の設定.....	74
政策目標達成のための評価指標.....	74
政策分野 1 地域福祉への参加促進と担い手の育成.....	74
政策分野 2 市民の様々な生活課題を解決できる仕組みづくり.....	74
政策分野 3 快適で安心して暮らすことのできる都市環境の形成.....	75
政策分野 4 市民が健やかで生き生きと暮らせるまちの実現.....	75
資料編.....	77
用語解説.....	77
策定経過.....	84
第四期香芝市地域福祉計画及び第四期香芝市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿.....	85



# 計画の策定に当たって

## 1 計画の目的

日本社会は少子高齢化及び人口減少が一層進行し、核家族化やライフスタイルの多様化が一部地域では顕著に現れている。こうした状況により、従来の血縁、地縁及び社縁に基づいた地域住民同士のつながりが著しく希薄化しており、社会状況に応じた新たなコミュニティの形成が求められている。また、8050問題やひきこもり、孤独死、虐待等の個人や家庭における課題が深刻化し、制度やサービスの狭間に取り残される人々への包括的な支援が必要とされている。

令和7年（2025年）以降、3年余りを経て新型コロナウイルス感染症の影響は落ち着きをみせているものの、コロナ禍による社会構造への影響は依然として残存している。長期にわたる地域活動の停滞や制限の影響で、住民同士のつながりの希薄化が進み、地域福祉の担い手不足が課題となっている。その一方で、コロナ禍を経験して人と人とのつながりの重要性が改めて認識され、顔の見える関係づくりや互いに支え合う地域コミュニティの更なる充実が急務となっている。

さらに、生活課題の複雑化が進み、ひきこもりや高齢者、障害者、子育て世代などの幅広い層における支援の需要が多様化している。制度の狭間に陥っている個人への支援が求められる中で、権利擁護の視点も踏まえつつ、地域全体の福祉課題を包括的に捉えた対策が必要不可欠である。また、気候変動等による災害リスクの増大、減災対策、生活安全に向けた取組を強化する必要性が指摘されている。

このような状況を踏まえ、地域福祉計画及び地域福祉活動計画では住民のつながりを軸にして、制度や支援の不足する部分を補完する新しい手法の導入や、地域資源を最大限に活用することによる包括的な福祉の充実に向けた取組を推進することが求められている。さらに、高齢者のみの世帯や子育てが困難な世帯、生活弱者等への支援体制の強化を図り、地域全体で誰一人取り残さない支え合いの体制を構築する取組を進めていく必要がある。

そのような中で、国においては、地域住民が互いに支え合いながら暮らす地域共生社会の実現を目指した政策が推進されている。平成28年（2016年）7月には、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、制度や分野ごとの縦割りを超え、住民主体の取組を促進する体制の整備が進められた。平成29年（2017年）6月には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）が公布され、社会福祉法（昭和26年法律第45号）が改正されたことにより、地域福祉推進における地域生活課題が具体的に定義され、地域課題の把握と関係機関との連携による対応が求められるようになった。

その後、平成30年（2018年）の社会福祉法の改正では、市町村に地域福祉計画の策定が努力義務化され、地域住民と行政が協働して地域生活課題を解決しようとする「我が事・丸ごと」の理念が具体化された。その後、令和元年（2019年）には、地域共生社会の実現に向けた福祉支援体制の強化の方向性が示され、地域の支え合いをより一層拡充する土台

が整備された。

こうした動向の中で、令和2年（2020年）6月公布の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）では、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化し、かつ、複合化した支援の需要に対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、包括的かつ重層的な支援体制の整備が推進されている。

これらの法制度や政策の展開を受け、本市では、地域住民が主体的に参画し、誰もが安心して暮らせる地域福祉を実現するための体制強化及び地域における仕組みづくりを目的として、本計画を策定した。

## 2 地域福祉とは

地域福祉の基本的な目的は、住み慣れた地域の中で、家族や近隣の人々、友人や知人との社会関係を保ちながら、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りをもって安心した日常生活を送れるような状態を創り出すことである。福祉とは、生活に困っている人を援助するだけでなく、全ての人に等しくもたらされるべき幸福を推進する取組を指し、安心して暮らせる幸せな生活の実現を目指すものである。

一方で、少子高齢化や核家族化、生活様式の多様化などといった社会変化により、地域住民のつながりや助け合いの意識の希薄化が指摘されている。その結果、ひきこもりや子育てに悩む保護者の孤立、孤独死、虐待、自殺者の増加、さらには認知症の増加といった新たな社会問題が地域で顕在化している。

このように、福祉の需要が多様化かつ複雑化する中で、一人一人の生活課題を解決し、幸せな生活を実現するためには、公的なサービスだけでなく、地域全体で助け合い及び支え合う仕組みが求められている。市民、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政などが協力しながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を築いていくことが地域福祉の本質である。地域福祉は福祉政策だけでなく、まちづくりを行う各分野との連携を通じて、市民の暮らしに関わる環境の向上を目指し、誰もが幸せを感じられる地域社会を形成する取組である。

地域福祉を実現するためには、個人や家庭、地域住民、団体、そして行政がそれぞれの役割を果たし、連携して支え合う仕組みが必要であり、その基盤となるのが、自助、互助、共助及び公助の観点に基づく取組である。

まず、自助とは、個人や家庭が主体的に問題解決に取り組むことを指す。生活習慣の見直しやコミュニケーションの改善、家族間の協力などを通じて、身近な困難を克服する努力が重要である。自助は地域福祉の基礎であり、各個人の自立した行動が地域全体の安定した暮らしを支える原動力となる。

次に、互助とは、家族や友人、近隣住民などの身近な人同士が、自発的な気持ちに基づき日常生活の困り事を助け合うことを指す。そして、共助とは、自治会やNPO、保険制度など、組織的かつ制度的な仕組みによって、参加者同士が支え合うことを指す。互助及び共助を活性化することで、地域のつながりを強化し、住民が安心して暮らせる環境を実現する。

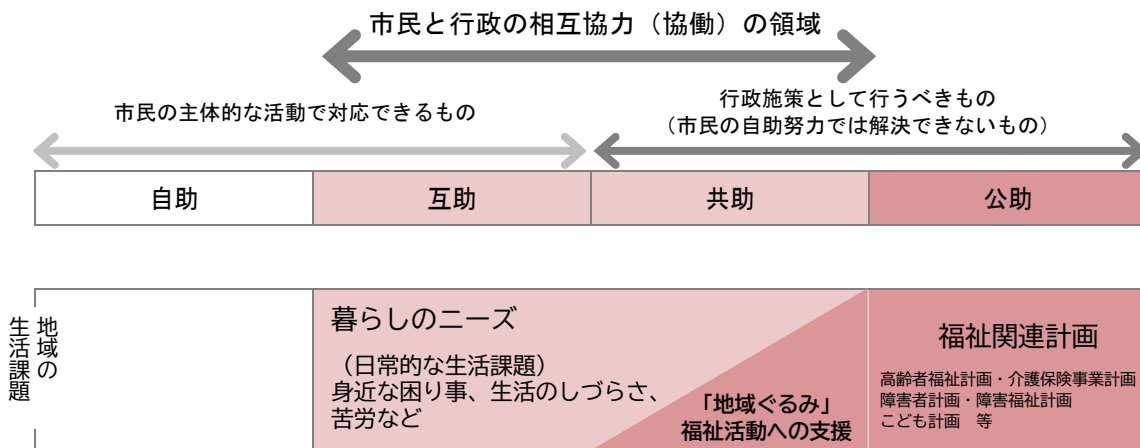
公助は、自助、互助及び共助だけでは対応できない問題に対して、行政や公的制度が支援する仕組みである。福祉政策や介護保険制度、障害福祉サービス等を通じて、困難な状況への解決策を提供し、自助と互助及び共助を補完する重要な役割を担う。

本計画では、地域を「課題を共有し、その課題に取り組む共通認識を持ち、具体的な行動を起こしやすい範囲」と捉え、この枠組みの中で自助、互助、共助及び公助が相互に連携する仕組みを構築していく。それぞれが単独で機能するのではなく、役割を補完し合い、助け合いの輪を広げながら地域間で連携することで、暮らしやすい地域社会を目指す。

さらに、少子高齢化が進み、団塊の世代が後期高齢者となり、要介護認定者や認知症高齢者が増加している中で、互助及び共助の役割はますます重要なものとなっている。このような社会情勢を踏まえ、地域住民同士のつながりを強化し、日常的な支え合いを広げることで、持続可能な地域福祉の実現を図ることが求められる。

このため、本計画では、市民、福祉関係団体、社会福祉協議会及び行政が、それぞれの機能と特性をいかしつつ、また役割を明確にし、相互に連携し、及び協働する体制の構築を重視する。具体的には、市民による見守りや助け合い活動、福祉関係団体及び社会福祉協議会による中間支援機能の発揮、行政による制度及び財政面からの支援等を組み合わせることで、多様な主体が参加し支え合う地域づくりを推進する。

【地域福祉計画における「自助」「互助」「共助」「公助」の関係図】



### 3 計画の位置付け

#### (1) 地域福祉計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画であり、市の将来を見据えた地域福祉の理念や推進に向けての基本的な方向を定める行政計画である。

社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2・3 [略]

#### (2) 地域福祉活動計画の位置付け

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条第1項に規定する民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、全ての市民、地域で福祉活動を行う者及び福祉事業を営む者が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な行動計画である。

社会福祉法

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

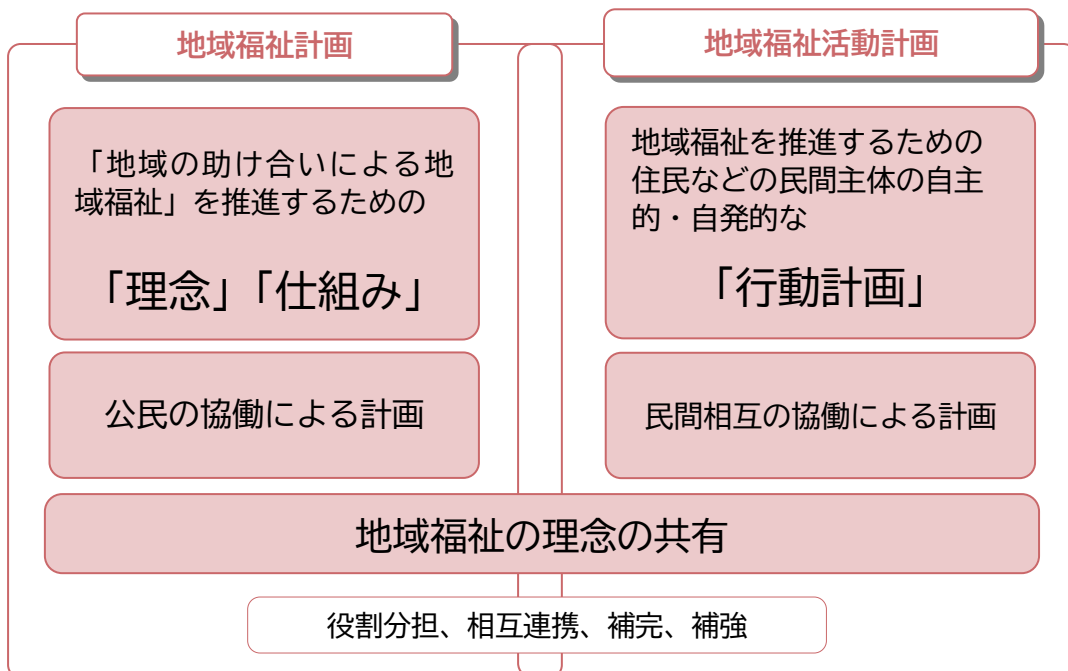
2～6 [略]

### (3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画は、本市におけるこれからの地域福祉の基本的な方向性や理念を示す行政が策定する計画であり、地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目的とする実践的な計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示される、社会福祉協議会が策定する計画である。

このため、本市ではそれぞれの主体が相互に連携し、並びに互いに補完し、及び補強しながら地域福祉を推進していくため、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定する。行政による公的な福祉サービス、市民による福祉活動、民間の福祉サービス機関及び団体による取組が一体となり、包括的な支援の仕組みを構築しながら地域福祉を計画的かつ効率的に展開していく。

#### 【第四期香芝市地域福祉計画・第四期香芝市地域福祉活動計画の位置付け】



#### (4) 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定により、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として定めるよう努めることとされている。

本市は、本計画を成年後見制度利用促進基本計画として位置付ける。

成年後見制度の利用の促進に関する法律

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 [略]

#### (5) 地方再犯防止推進計画の位置付け

地方再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定により、再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進するための施策について定めるよう努めることとされている。

本市は、本計画を地方再犯防止推進計画として位置付ける。

再犯の防止等の推進に関する法律

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 [略]

## (6) 重層的支援体制整備事業実施計画の位置付け

重層的支援体制整備事業実施計画は、社会福祉法第106条の5の規定により、包括的な支援体制の整備を目的とする重層的支援体制整備事業に関し、適切かつ効果的に事業を実施するとともに、提供体制を明らかにすることを目的として、策定に努めることとされている。

本計画においては、政策分野2「市民の様々な生活課題を解決できる仕組みづくり」の施策として、(2)「包括的な支援体制整備」を掲げているが、より一層の推進を図るため、本実施計画を策定する。

社会福祉法

(重層的支援体制整備事業実施計画)

第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

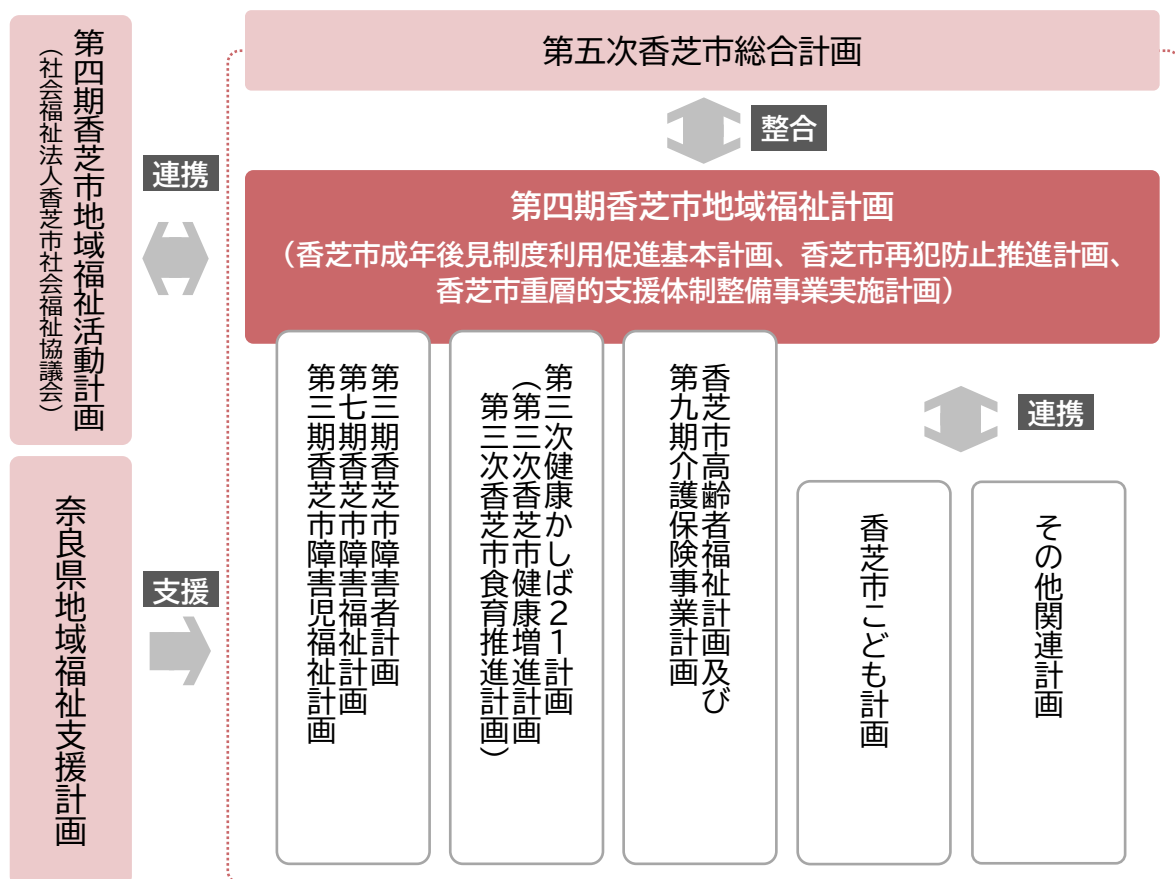
2～5 [略]

## (7) 関連計画との位置付け

香芝市地域福祉活動計画と一体的に策定する香芝市地域福祉計画は、上位計画である第五次香芝市総合計画の分野計画であり、福祉分野における上位計画として位置付けられる。これにより、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの分野別計画の共通事項を横断的に明示し、計画間の整合性を確保する役割を担う。

また、防災や防犯、まちづくりや男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図る。

【関連計画との位置付け】



## 4 計画の期間

計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年とする。ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、必要に応じて適宜見直しを行う。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
<b>第三期</b> 地域福祉計画・地域福祉活動計画 協働で策定					<b>第四期</b> 地域福祉計画・地域福祉活動計画 協働で策定				

## 5 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、計画策定への市民参加を実現するために、市民意識調査や小地域福祉活動調査を実施するとともに、幅広い分野の関係者を委員とする香芝市地域福祉計画及び香芝市地域福祉活動計画策定委員会において審議を行った。

# 香芝市の地域福祉を取り巻く現状と課題

## 1 統計データからみえる香芝市の現状

### (1) 人口及び世帯状況

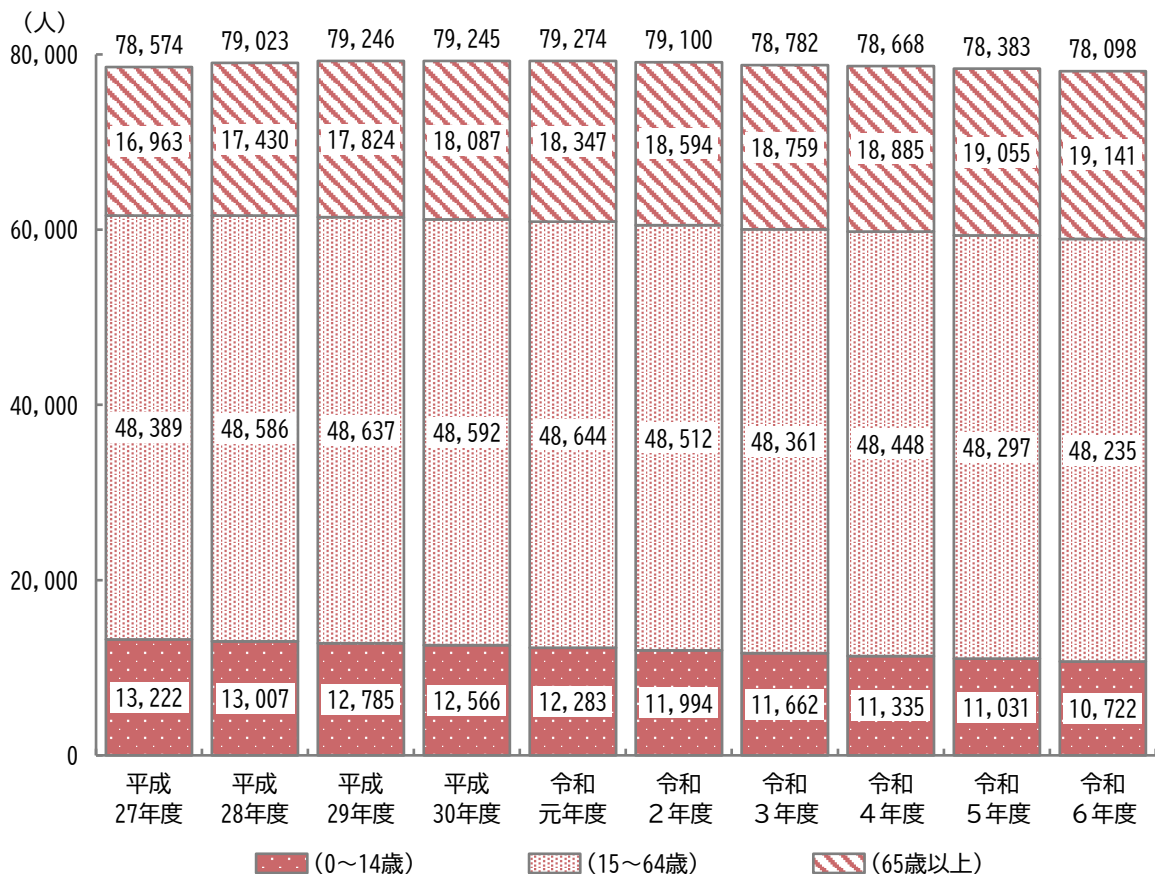
#### ① 年齢3区分別人口の推移

総人口の推移をみると、令和2年度以降徐々に人口が減少し、令和6年度で78,098人となっている。

年齢3区分別人口をみると、0歳から14歳までは年々減少しており、令和6年度は10,722人となっている。

15歳から64歳までは増減を繰り返しており、令和6年度は48,235人となっている。一方、65歳以上は年々増加しており、令和6年度は19,141人となっている。

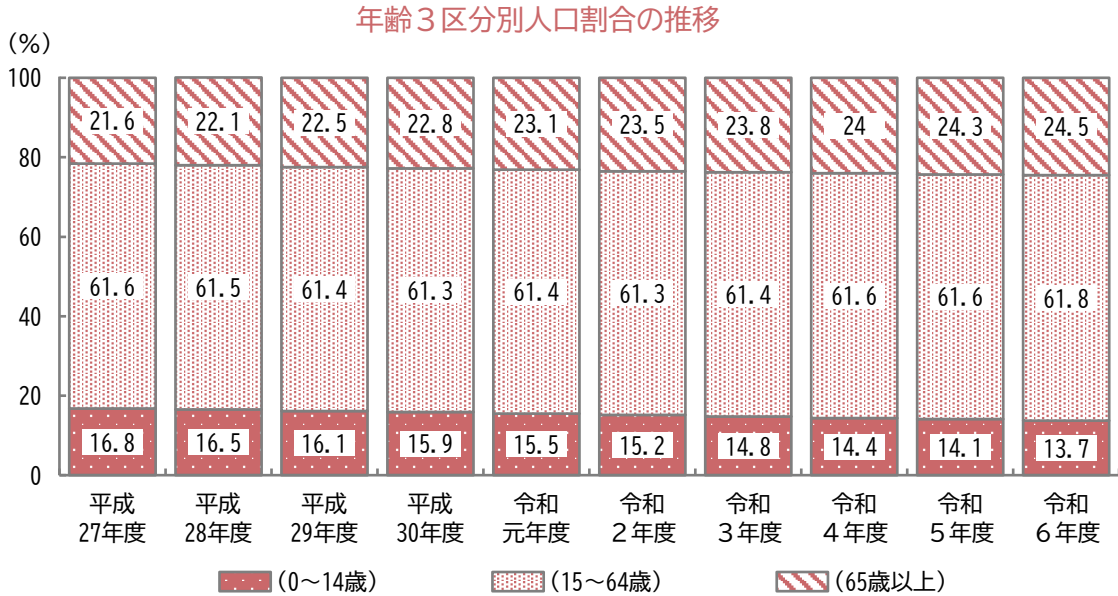
年齢3区分別人口の推移



資料：市民課データ（各年度末）

② 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合の推移をみると、0歳から14歳までは年々減少しているのに対し、65歳以上は増加しており、平成27年度から令和6年度までにかけて2.9ポイント増加している。

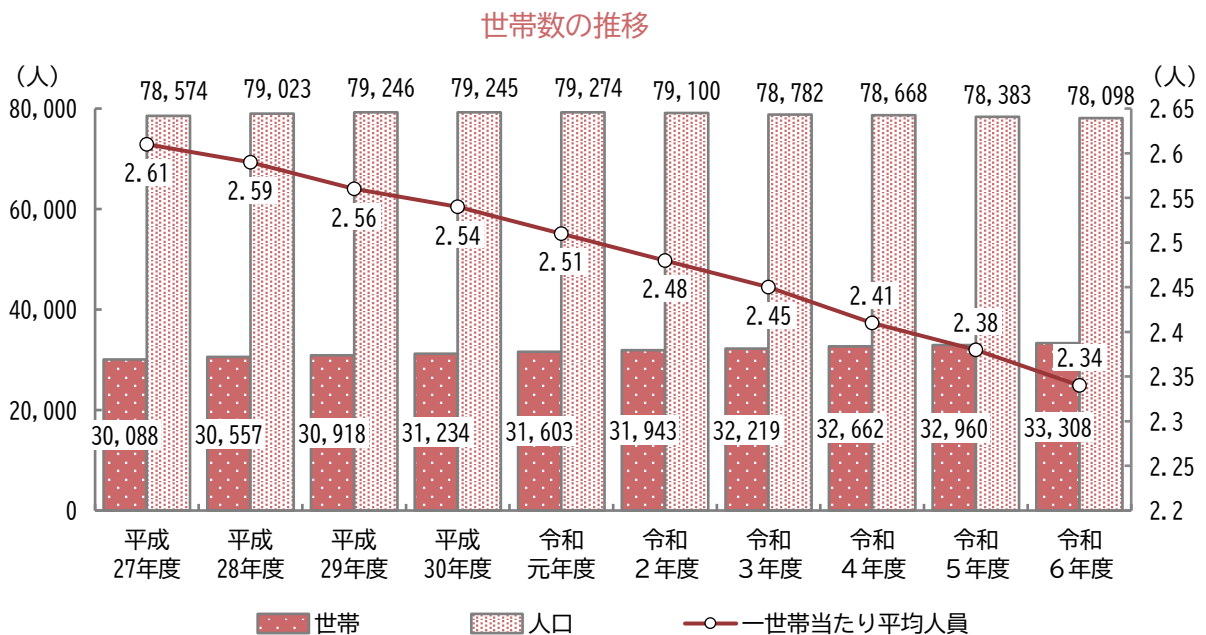


資料：市民課データ（各年度末）

③ 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、年々増加しており、令和6年度は33,308世帯となっている。

一方、世帯当たり人員は年々減少しており、令和6年度には2.34人となっている。



資料：市民課データ（各年度末）

④ 自治会別の状況

自治会別の状況

(令和7年5月31日現在)

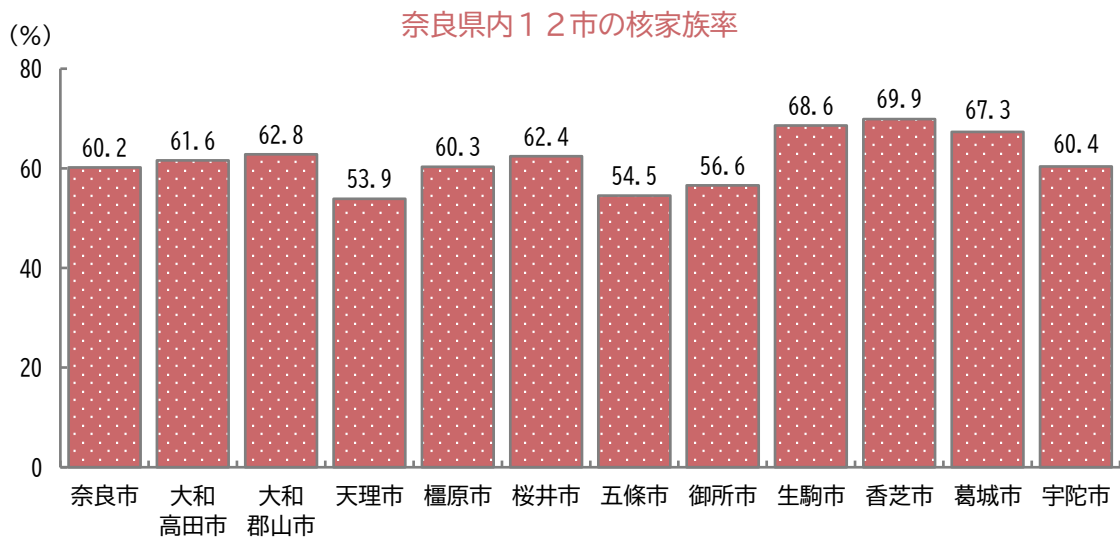
NO	自治会名	地域基礎データ						福祉活動		
		総人口	世帯数	高齢者数	高齢化率	年少者数	年少者率	地域福祉推進委員会	ふれあいサロン	食事サービス
1	五位堂	6,002	2,607	1,089	18.14%	876	14.60%	—	○	—
2	東良福寺	1,185	561	513	43.29%	115	9.70%	○	○	—
3	西真美	3,362	1,423	1,141	33.94%	414	12.31%	○	○	○
4	五ヶ所	77	30	20	25.97%	12	15.58%	—	○	—
5	すみれ野	1,282	437	43	3.35%	440	34.32%	—	—	—
6	別所	1,303	499	171	13.12%	227	17.42%	—	○	—
7	瓦口	2,327	1,116	423	18.18%	321	13.79%	○	○	○
8	真美ヶ丘	4,648	1,885	1,230	26.46%	584	12.56%	—	○	—
9	真美ヶ丘6・7丁目団地	1,620	787	476	29.38%	192	11.85%	—	—	—
	香芝東中学校区	21,806	9,345	5,106	23.42%	3,181	14.59%	3	7	2
1	鎌田	2,547	1,160	704	27.64%	327	12.84%	—	○	—
2	南良福寺	1,048	475	398	37.98%	153	14.60%	○	○	—
3	泉台	157	78	87	55.41%	13	8.28%	—	—	—
4	下田地区	4,415	2,059	1,248	28.27%	538	12.19%	—	○	—
5	逢坂	4,181	1,806	981	23.46%	586	14.02%	○	○	—
6	北今市	2,606	1,171	832	31.93%	351	13.47%	○	○	—
7	畑藤山二丁目	590	239	142	24.07%	78	13.22%	—	—	—
8	藤山一丁目	311	138	118	37.94%	47	15.11%	—	—	—
9	共栄藤山台	139	65	40	28.78%	17	12.23%	—	—	—
10	はたふじ会	119	47	41	34.45%	14	11.76%	—	—	—
11	良福寺	1,500	646	364	24.27%	250	16.67%	—	○	—
12	狐井	2,497	1,061	466	18.66%	472	18.90%	—	○	—
13	磯壁	4,309	1,941	1,165	27.04%	624	14.48%	○	○	○
14	日生香芝南住宅	313	134	121	38.66%	33	10.54%	—	○	—
	香芝中学校区	24,732	11,020	6,707	27.12%	3,503	14.16%	4	9	1
1	関屋	2,584	1,224	889	34.40%	260	10.06%	—	○	—
2	田尻	80	31	28	35.00%	6	7.50%	—	○	—
3	祇園荘	142	64	57	40.14%	13	9.15%	—	○	—
4	関屋近鉄住宅地	809	352	316	39.06%	103	12.73%	○	○	○
5	せきや青葉台	1,315	629	596	45.32%	132	10.04%	○	○	○
6	あしびハイツ	454	255	208	45.81%	29	6.39%	○	○	○
7	関屋桜が丘	546	257	209	38.28%	44	8.06%	○	○	○
8	松ヶ丘	244	89	53	21.72%	51	20.90%	—	○	—
9	さくら坂	193	55	5	2.59%	39	20.21%	—	—	—
10	晴実台	428	140	18	4.21%	129	30.14%	○	○	○
11	畑	2,321	999	559	24.08%	323	13.92%	—	—	—
12	穴虫西	1,166	470	281	24.10%	162	13.89%	—	—	—
13	穴虫二上	2,886	1,290	609	21.10%	459	15.90%	—	—	—
14	高山台	2,978	1,045	436	14.64%	353	11.85%	—	—	—
	香芝市西中学校区	16,146	6,900	4,264	26.41%	2,103	13.02%	5	9	5

NO	自治会名	地域基礎データ						福祉活動		
		総人口	世帯数	高齢者数	高齢化率	年少者数	年少者率	地域福祉推進委員会	ふれあいサロン	食事サービス
1	高	795	354	164	20.63%	125	15.72%	—	—	—
2	畑ノ浦	901	365	216	23.97%	131	14.54%	○	—	—
3	旭ヶ丘	830	307	130	15.66%	112	13.49%	○	—	—
4	香芝・旭ヶ丘ニュータウン	7,129	2,474	796	11.17%	892	12.51%	○	○	—
5	上中	1,983	883	562	28.34%	236	11.90%	—	○	—
6	今泉	382	169	90	23.56%	44	11.52%	—	—	—
7	下寺	226	98	67	29.65%	34	15.04%	—	—	—
8	平野	371	165	134	36.12%	39	10.51%	○	—	—
9	尼寺	1,294	598	321	24.81%	139	10.74%	○	—	—
10	白鳳台	1,397	642	624	44.67%	123	8.80%	○	○	○
	香芝北中学校区	15,308	6,055	3,104	20.28%	1,875	12.25%	6	3	1
47	合計	77,992	33,320	19,181	24.59%	10,662	13.67%	18	28	9
組織率								38.30%	59.57%	19.15%
小地域福祉活動の活動状況						何らかの小地域福祉活動がある地域	32	68.09%		

資料：社会福祉法人香芝市社会福祉協議会

⑤ 奈良県内12市の核家族率

核家族率をみると、69.9%で、12市中1位となっている。

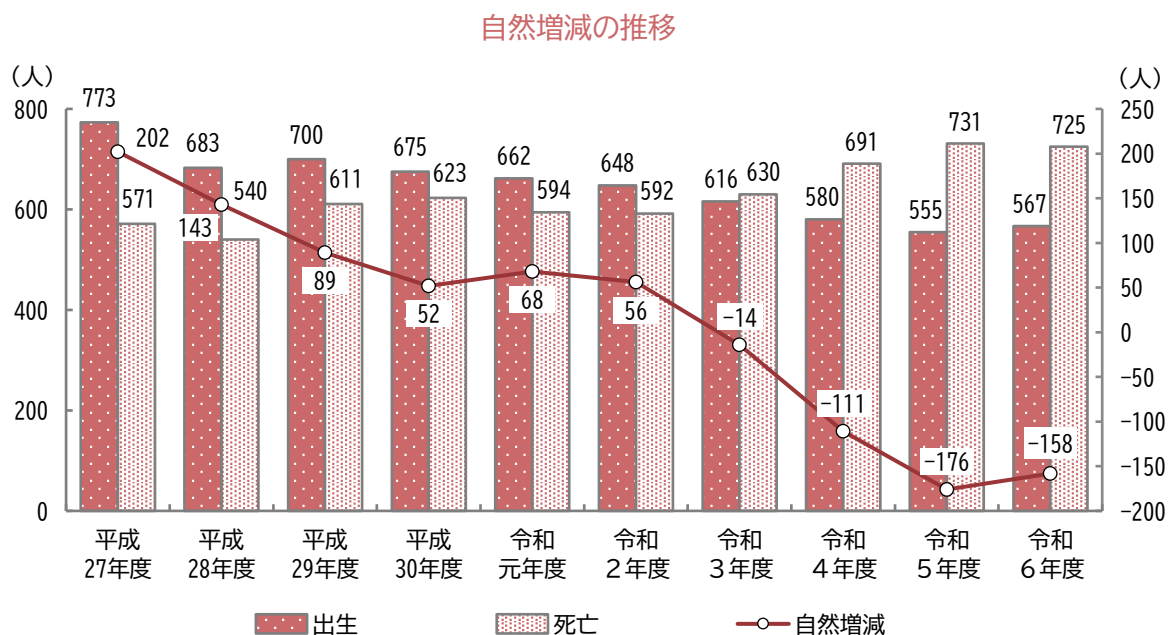


資料：e-Stat 社会・人口統計体系 2025年

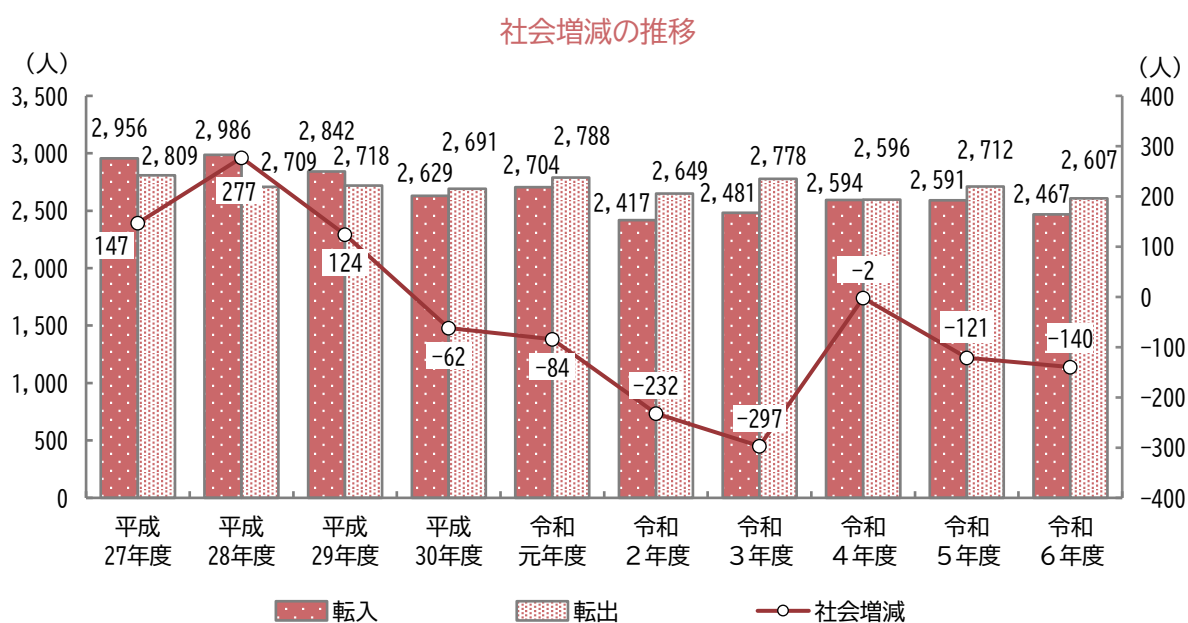
## ⑥ 人口動態の推移

自然増減の推移をみると、平成27年度以降減少傾向にあり、令和6年度は158人減となっている。

社会増減の推移をみると、令和3年度まで減少傾向にありその後増減しており、令和6年度では転入が2,467人、転出が2,607人であり、転出者が転入者を上回り140人減となっている。



資料：市民課データ

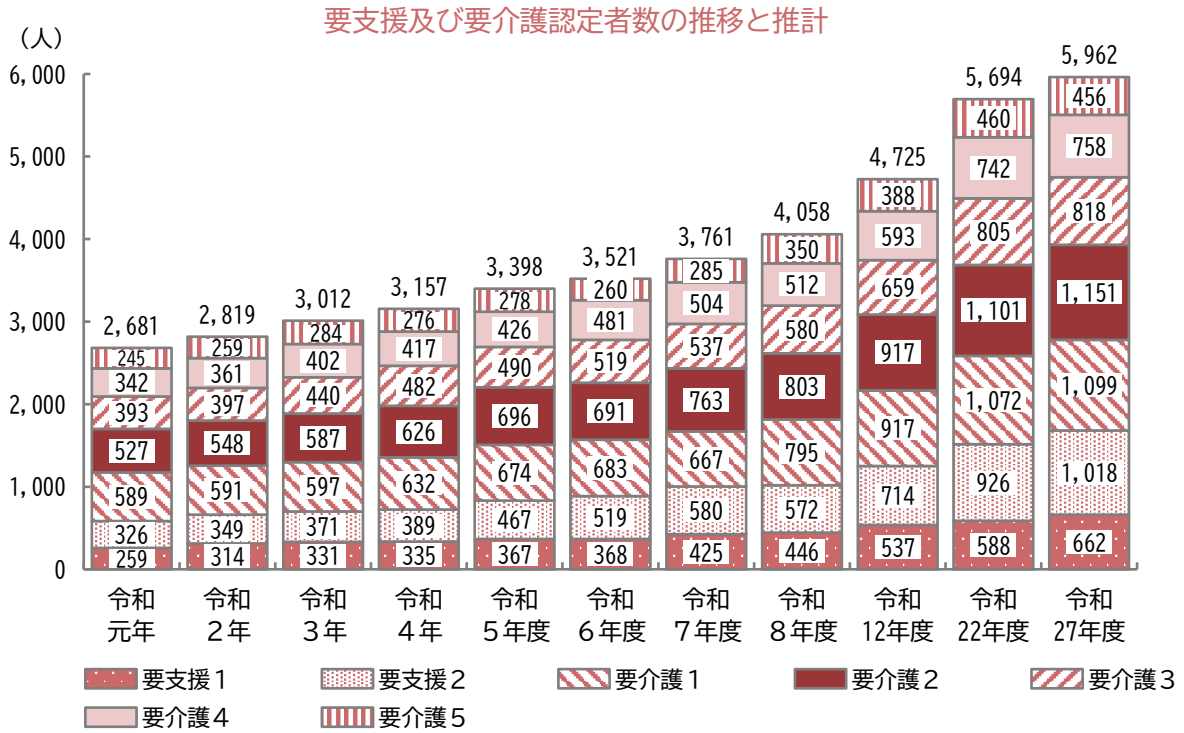


資料：市民課データ

## (2) 福祉に関する動向

### ① 要支援及び要介護認定者数の推移と推計

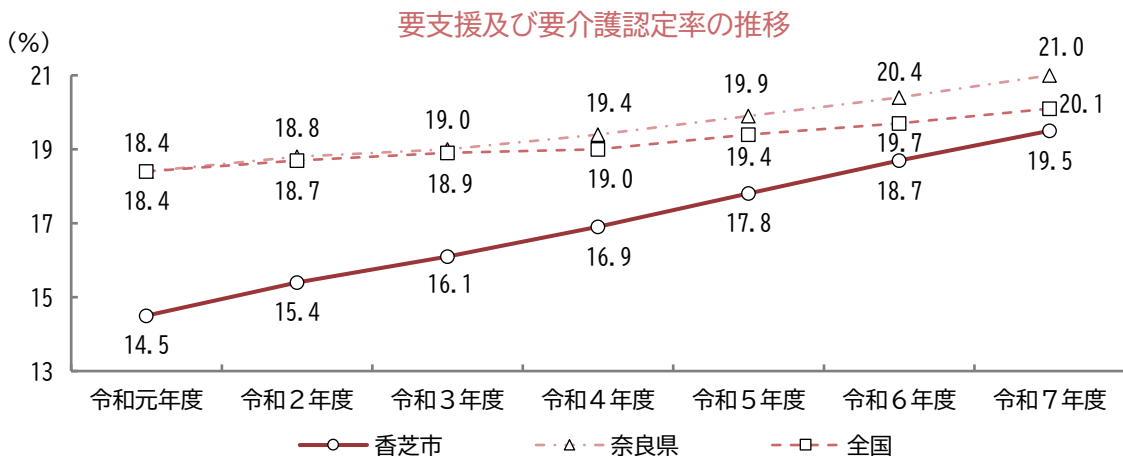
要支援及び要介護認定者数の推移をみると、年々増加しており、令和7年度は3,761人となっている。要支援及び要介護認定者数は、今後も増加が見込まれる。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末時点）の実績値と見える化システムから算出した推計  
 ※ 第2号被保険者含む

### ② 要支援及び要介護認定率の推移

要支援及び要介護認定率は、奈良県及び全国と比較して低く推移しており、令和7年度では19.5%となっている。しかし、認定率は年々上昇しており、奈良県及び全国との差は徐々に縮小している。

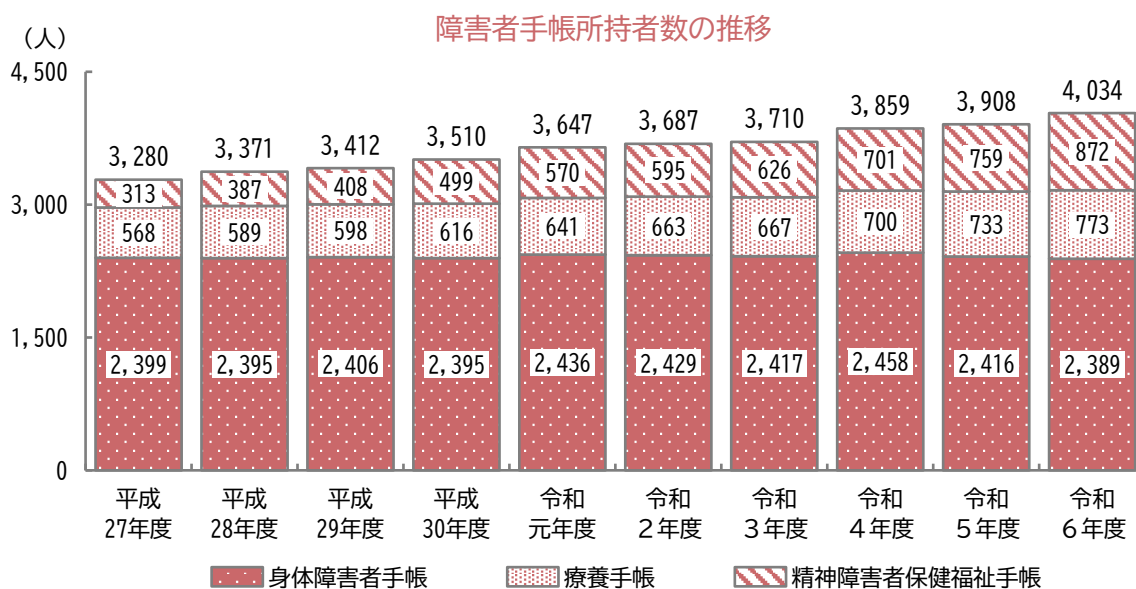


資料：介護保険事業状況報告年報（令和6、7年度は月報）※ 認定率は第1号被保険者のみ

### ③ 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、年々増加しており、令和6年度は4,034人となっている。

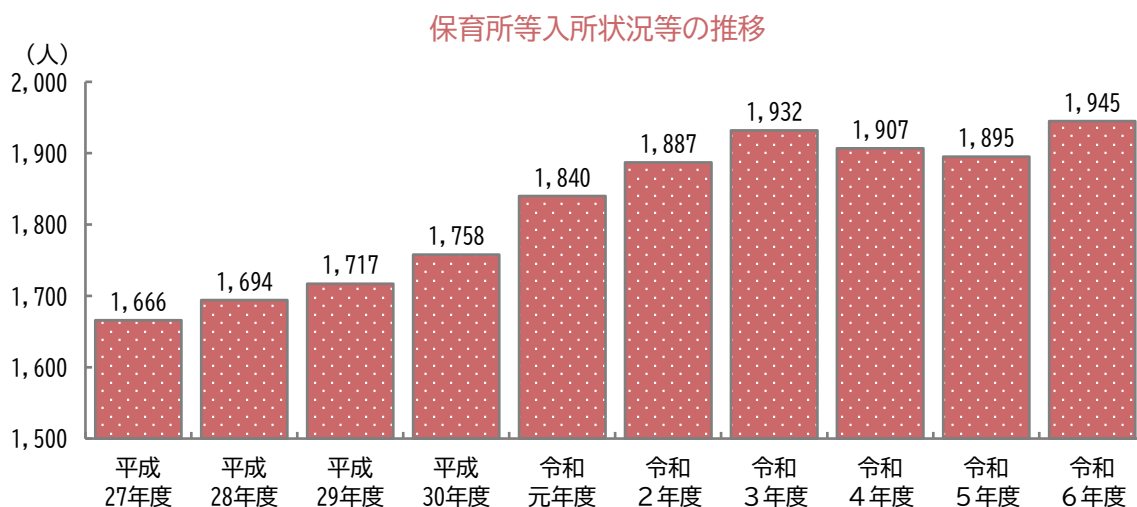
また、身体障害者手帳所持者は増減を繰り返しているが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しており、令和6年度は身体障害者手帳所持者が2,389人、療育手帳所持者が773人、精神障害者保健福祉手帳所持者が872人となっている。



資料：社会福祉課データ（各年度末）

### ④ 保育所等入所状況等の推移

保育所等入所状況等の推移をみると、令和3年度から令和5年度までにかけて減少傾向にあったものの、令和6年度は1,945人と増加した。



資料：保育幼稚園課データ

## 2 市民意識調査結果等からみえる現状

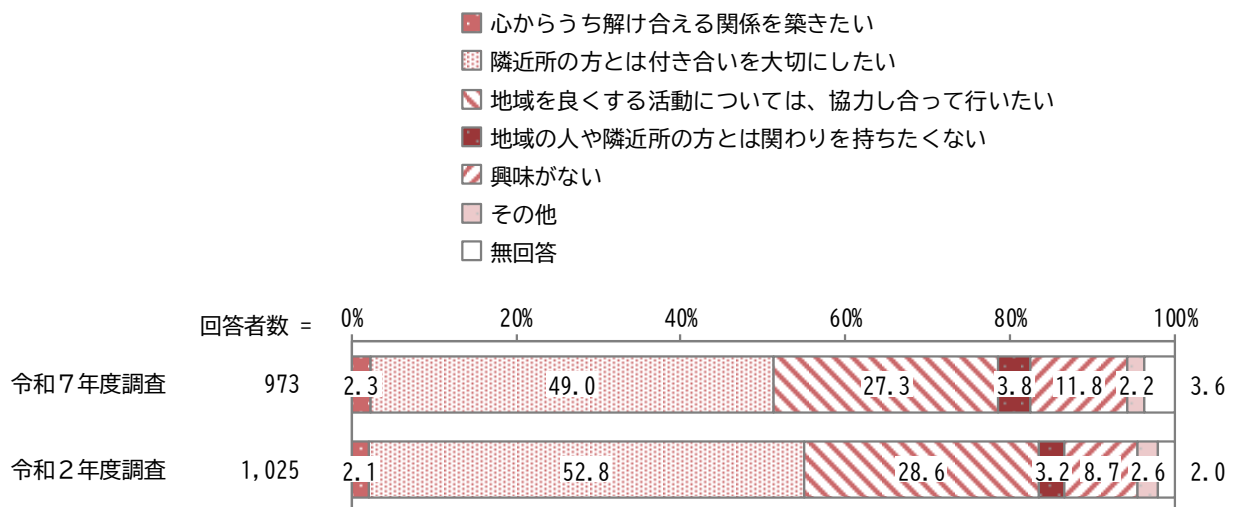
### (1) 市民意識調査の結果

#### ① 地域生活及び福祉課題について

<今後の近所との関わりの意向>

「隣近所の方とは付き合いを大切にしたい」の割合が49.0%と最も高く、次いで「地域を良くする活動については、協力し合って行いたい」の割合が27.3%、「興味がない」の割合が11.8%となっている。

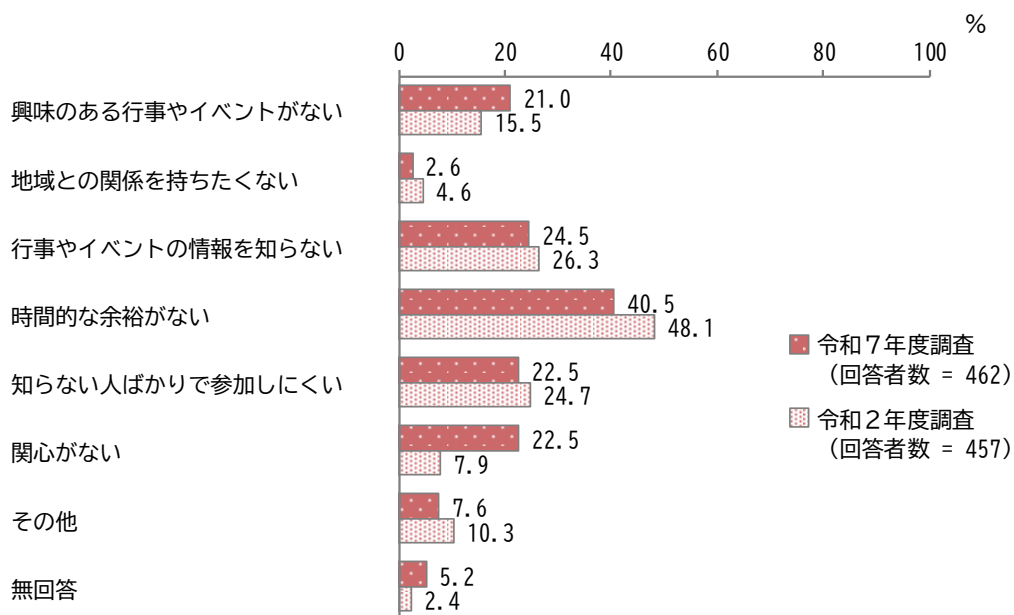
過去調査と比較すると、大きな変化はみられない。



<地域の行事、地域活動等への参加をしない理由>

「時間的な余裕がない」の割合が40.5%と最も高く、次いで「行事やイベントの情報を知らない」の割合が24.5%、「知らない人ばかりで参加しにくい」、「関心がない」の割合が22.5%となっている。

令和2年度調査と比較すると、「興味のある行事やイベントがない」「関心がない」の割合が増加している。一方、「時間的な余裕がない」の割合が減少している。



※ 令和2年度調査では「地域との関係を持ちたくない」が「地域との関係をあまり持ちたくはないから」となっていた。

【年齢別】

年齢別にみると、20歳未満から60歳代までで「時間的な余裕がない」の割合が高く、70歳以上では「興味のある行事やイベントがない」の割合が高くなっている。

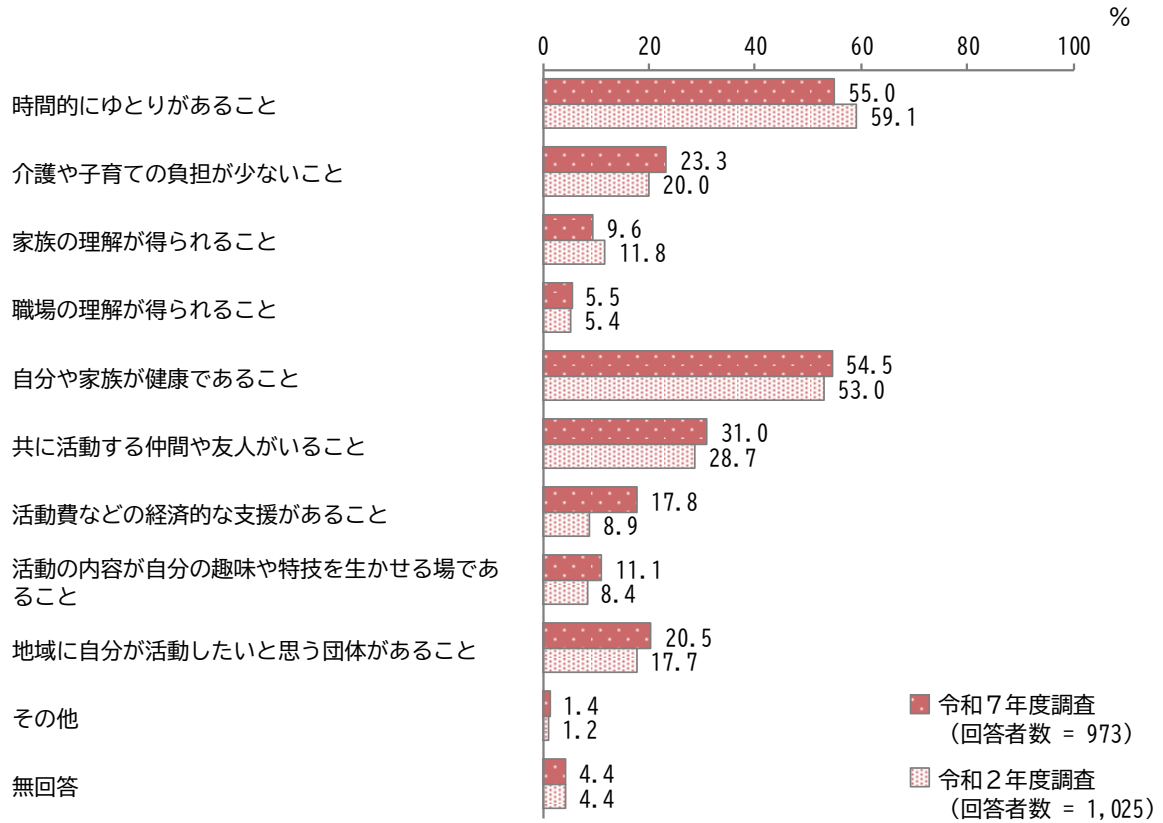
単位：%

区分	回答者数 (件)	興味のある行事やイベントがない	地域との関係を持ちたくない	行事やイベントの情報を知らない	時間的な余裕がない	知らない人ばかりで参加しにくい	関心がない	その他	無回答
20歳未満	14	7.1	0.0	42.9	71.4	21.4	28.6	7.1	0.0
20歳代	49	16.3	6.1	40.8	57.1	22.4	30.6	2.0	0.0
30歳代	55	18.2	5.5	25.5	45.5	25.5	23.6	12.7	1.8
40歳代	55	25.5	0.0	29.1	61.8	25.5	12.7	5.5	0.0
50歳代	89	16.9	1.1	18.0	52.8	22.5	24.7	10.1	4.5
60歳代	77	22.1	3.9	23.4	40.3	23.4	19.5	2.6	3.9
70歳以上	122	26.2	1.6	18.9	9.8	19.7	22.1	9.8	13.1

<地域活動の活性化を図る上で、必要な条件>

「時間的にゆとりがあること」の割合が55.0%と最も高く、次いで「自分や家族が健康であること」の割合が54.5%、「共に活動する仲間や友人がいること」の割合が31.0%となっている。

令和2年度調査と比較すると、「活動費などの経済的な支援があること」の割合が増加している。

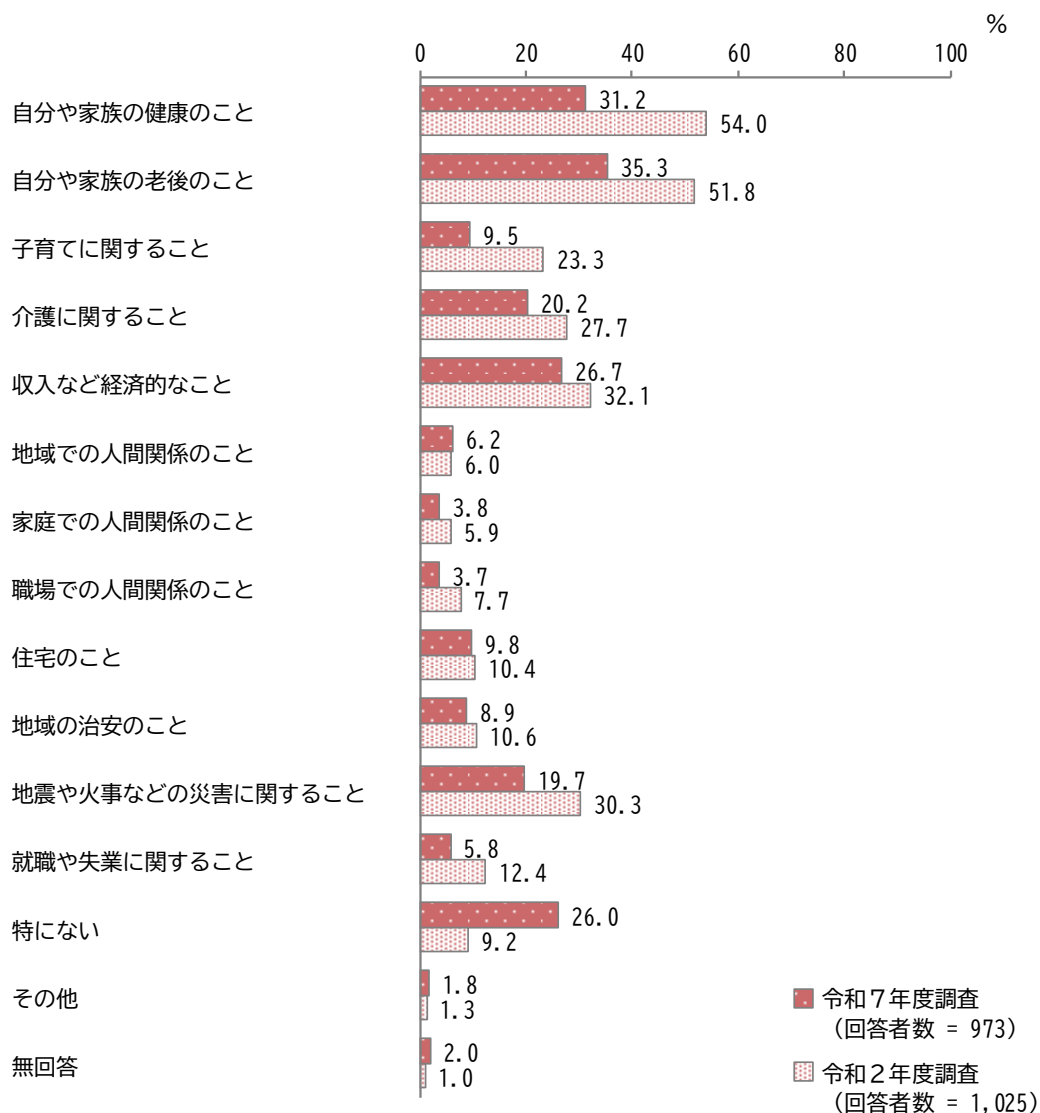


※ 令和2年度調査では「時間的にゆとりがあること」が「時間的、経済的にゆとりがあること」と、「活動費などの経済的な支援があること」が「活動費の支援があること」となっていた。

<日常生活で悩みや不安を感じる点>

「自分や家族の老後のこと」の割合が35.3%と最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」の割合が31.2%、「収入など経済的なこと」の割合が26.7%となっている。

令和2年度調査と比較すると、「自分や家族の健康のこと」「自分や家族の老後のこと」「子育てに関すること」「介護に関すること」「収入など経済的なこと」「地震や火事などの災害に関すること」及び「就職や失業に関すること」の割合が減少している。

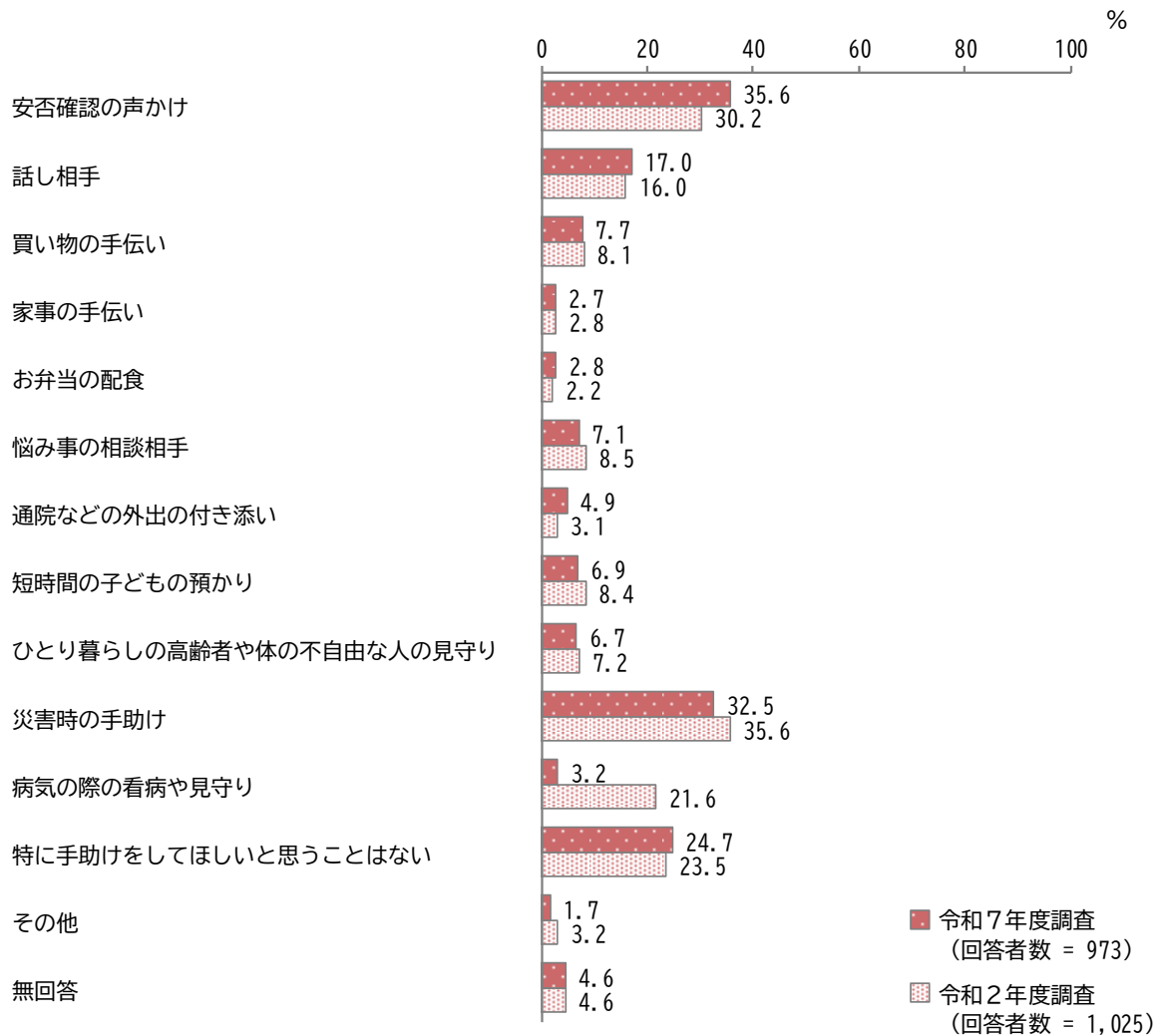


※ 令和2年度調査では「子育てに関すること」が「子どもの教育や将来のこと」となっていた。

＜近所との関わりの中で、あなたや家族が困っていることで、「手助けをして欲しい」と思うこと、又は、「うれしかった手助け」＞

「安否確認の声かけ」の割合が35.6%と最も高く、次いで「災害時の手助け」の割合が32.5%、「話し相手」の割合が17.0%となっている。

令和2年度調査と比較すると、「安否確認の声かけ」の割合が増加している。一方で、「病気の際の看病や見守り」の割合が減少している。



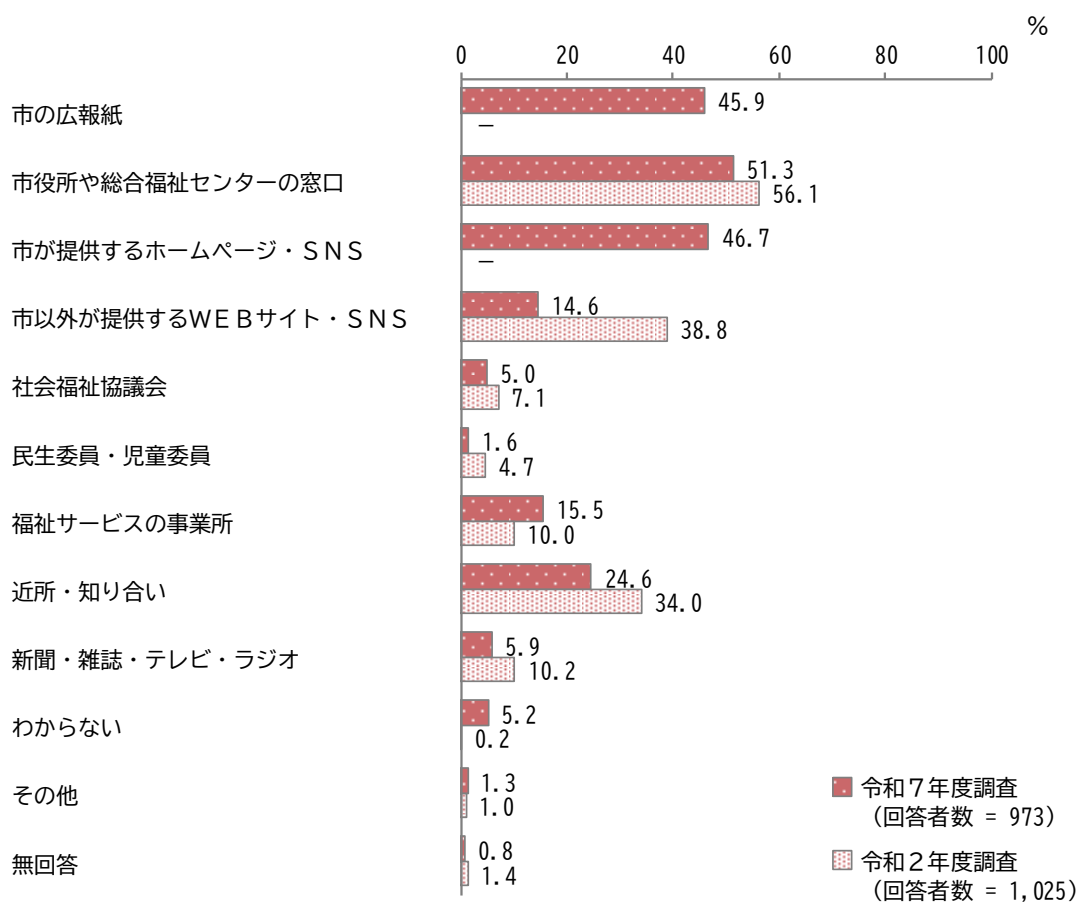
※ 令和2年度調査では「通院などの外出の付き添い」が「通院などの外出の見守り」と、「病気の際の看病や見守り」が「病気など緊急時に看病をしたり、医者を呼ぶなどの手助け」となっていた。

## ② 福祉サービスについて

### <福祉サービスの情報入手方法>

「市役所や総合福祉センターの窓口」の割合が51.3%と最も高く、次いで「市が提供するホームページ・SNS」の割合が46.7%、「市の広報紙」の割合が45.9%となっている。

令和2年度調査と比較すると、「福祉サービスの事業所」の割合が増加している。一方で、「市以外が提供するWEBサイト・SNS」及び「近所・知り合い」の割合が減少している。

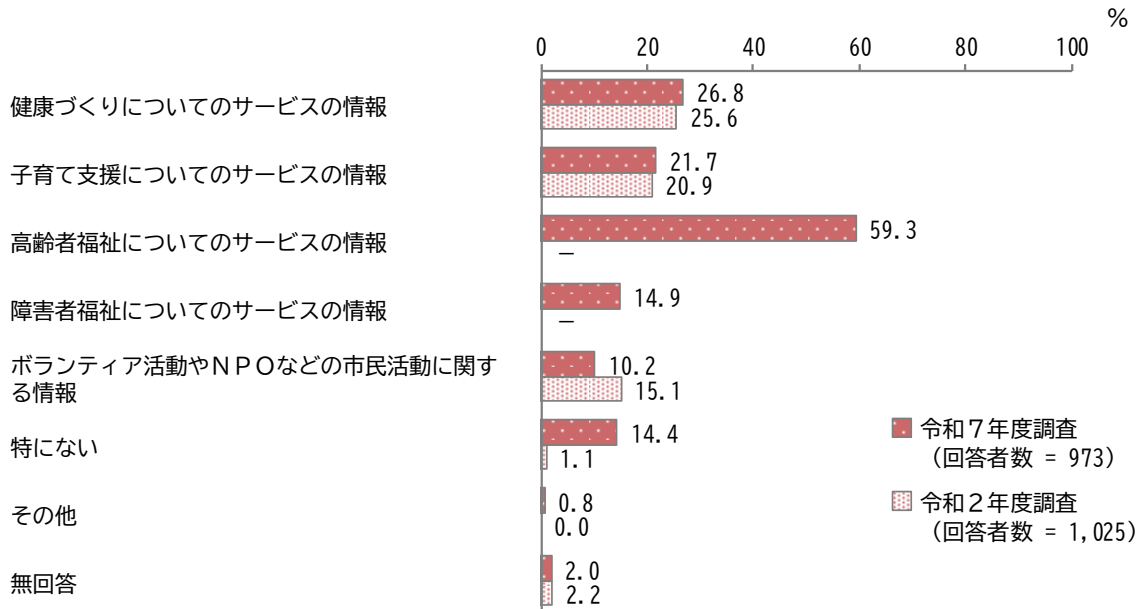


※ 令和2年度調査では「市の広報紙」と「市が提供するホームページ・SNS」が「市のホームページや広報紙」と、「市以外が提供するWEBサイト・SNS」が「インターネット」と、「わからない」が「入手できなかった」となっていた。

＜福祉や健康の知りたい情報、又は充実してほしい情報＞

「高齢者福祉についてのサービスの情報」の割合が59.3%と最も高く、次いで「健康づくりについてのサービスの情報」の割合が26.8%、「子育て支援についてのサービスの情報」の割合が21.7%となっている。

過去調査と比較すると、大きな変化はみられない。



※ 令和2年度調査では「高齢者福祉についてのサービスの情報」と「障害者福祉についてのサービスの情報」が「高齢者や障害者についてのサービスの情報」となっていた。

【居住年数】

居住年数別にみると、1年未満から20年以上30年未満まで、居住年数が高いほど「障害者福祉についてのサービスの情報」の割合が高い傾向にある。

また、1年以上5年未満から30年以上まで、居住年数が高いほど「高齢者福祉についてのサービスの情報」の割合が高くなっている。

さらに、5年以上10年未満では「子育て支援についてのサービスの情報」の割合が高くなっている。

単位：%

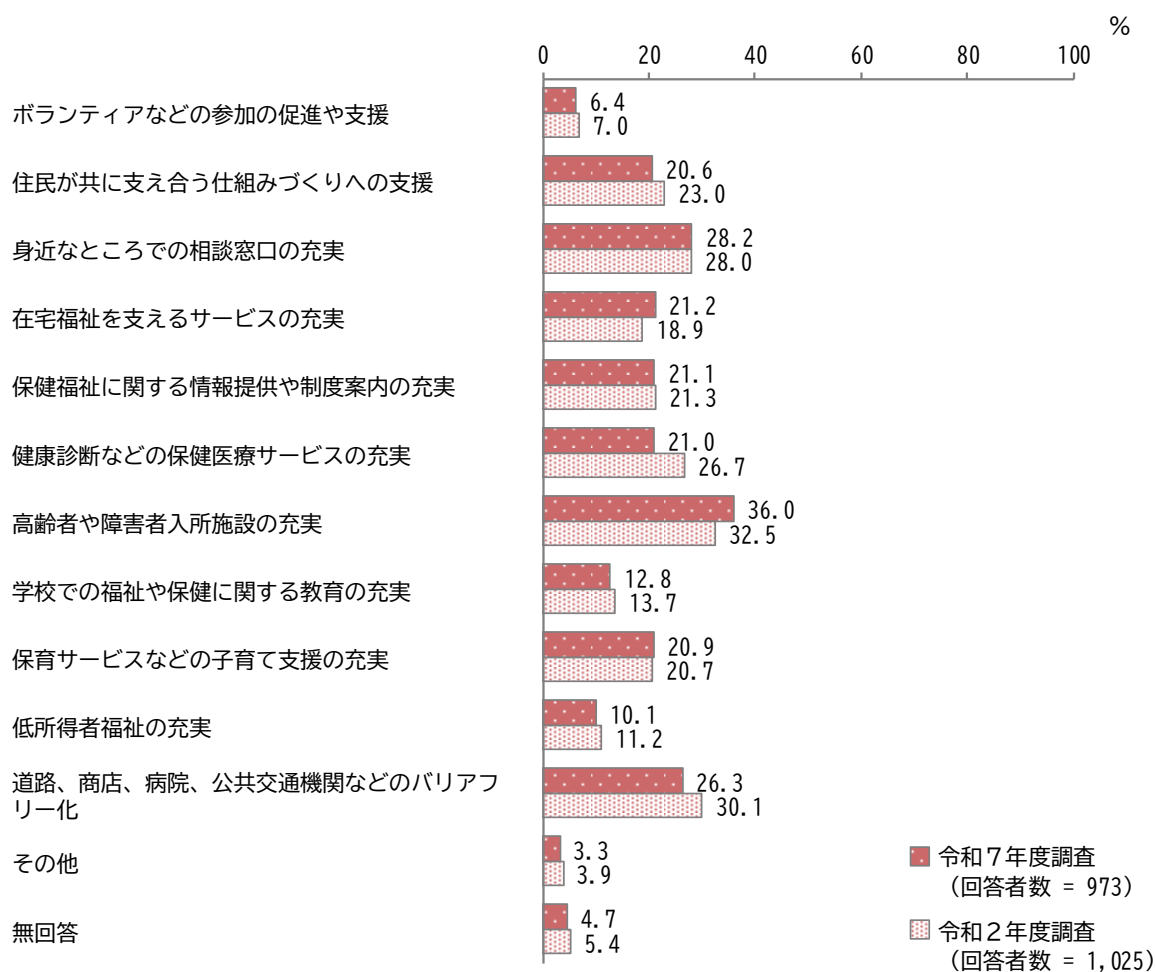
区分	回答者数 (件)	健康づくりについてのサービスの情報	子育て支援についてのサービスの情報	高齢者福祉についてのサービスの情報	障害者福祉についてのサービスの情報	ボランティア活動やNPOなどの市民活動に関する情報	特にない	その他	無回答
30年以上	447	26.6	10.7	74.0	15.4	8.5	11.2	0.2	1.8
20年以上30年未満	214	29.4	20.6	57.9	17.3	10.7	17.8	0.5	2.8
10年以上20年未満	163	28.2	30.7	46.0	12.9	15.3	17.8	1.2	1.2
5年以上10年未満	68	20.6	51.5	35.3	14.7	5.9	11.8	2.9	1.5
1年以上5年未満	59	23.7	47.5	20.3	11.9	11.9	20.3	1.7	1.7
1年未満	12	25.0	41.7	50.0	8.3	16.7	16.7	8.3	0.0

### ③ 福祉のまちづくりについて

＜住み慣れた地域で安心して暮らすために、重点的に取り組むべき施策＞

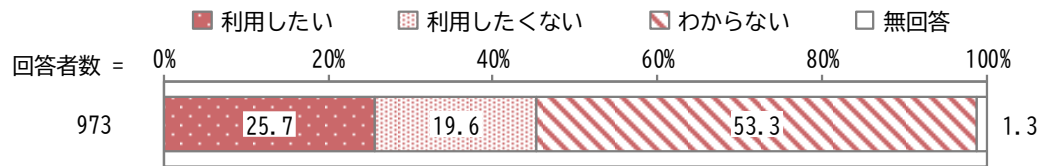
「高齢者や障害者入所施設の充実」の割合が36.0%と最も高く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」の割合が28.2%、「道路、商店、病院、公共交通機関などのバリアフリー化」の割合が26.3%となっている。

令和2年度調査と比較すると、「健康診断などの保健医療サービスの充実」の割合が減少している。



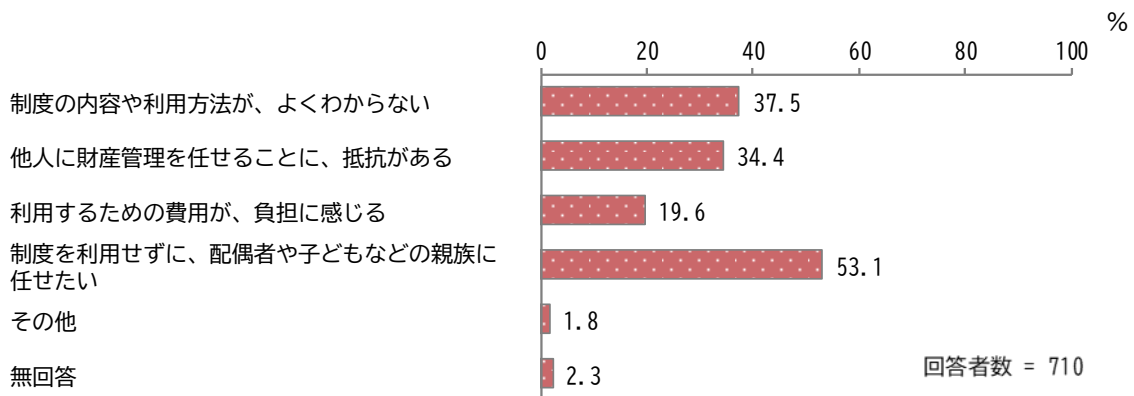
<成年後見制度の利用意向>

「利用したい」の割合が25.7%、「利用したくない」の割合が19.6%となっている。



<成年後見制度を利用したくない理由>

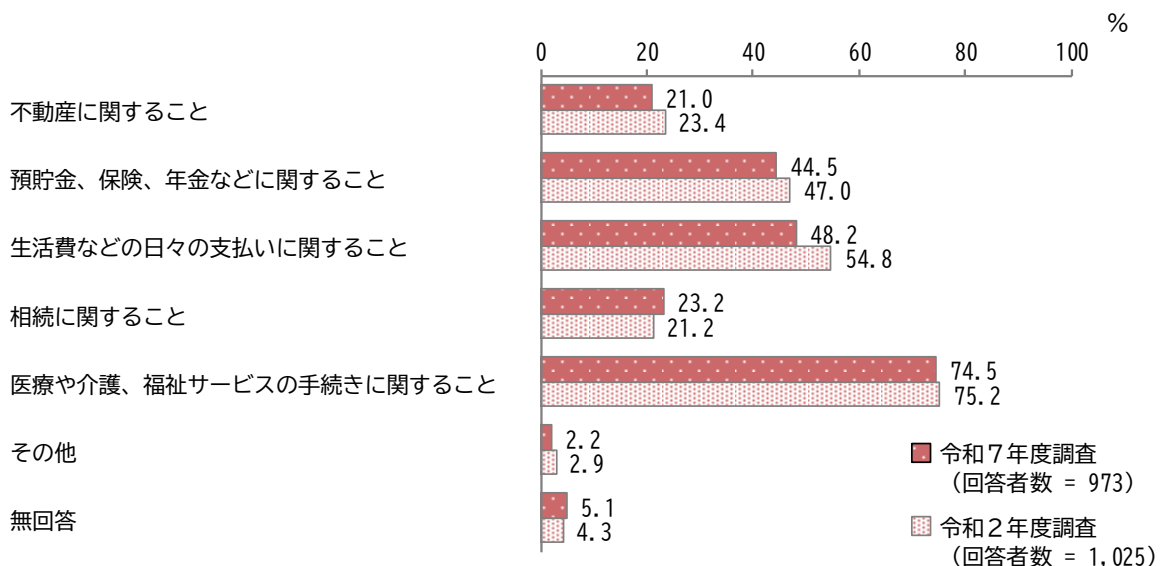
「制度を利用せずに、配偶者や子どもなどの親族に任せたい」の割合が53.1%と最も高く、次いで「制度の内容や利用方法が、よくわからない」の割合が37.5%、「他人に財産管理を任せることに、抵抗がある」の割合が34.4%となっている。



<障害や認知症などで判断能力が不十分になった場合に支援してほしいこと>

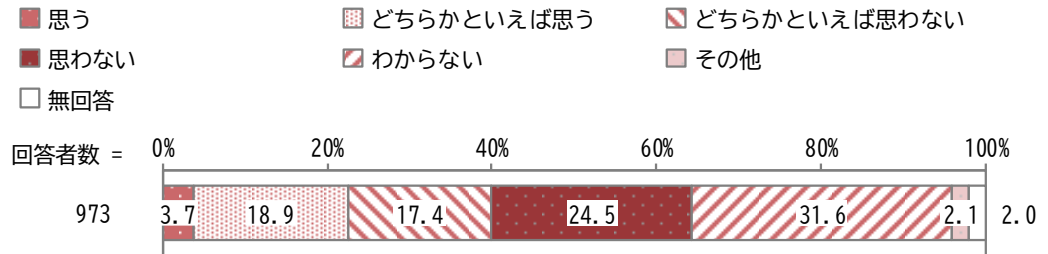
「医療や介護、福祉サービスの手続きに関すること」の割合が74.5%と最も高く、次いで「生活費などの日々の支払いに関すること」の割合が48.2%、「預貯金、保険、年金などに関すること」の割合が44.5%となっている。

令和2年度調査と比較すると、「生活費などの日々の支払いに関すること」の割合が減少している。



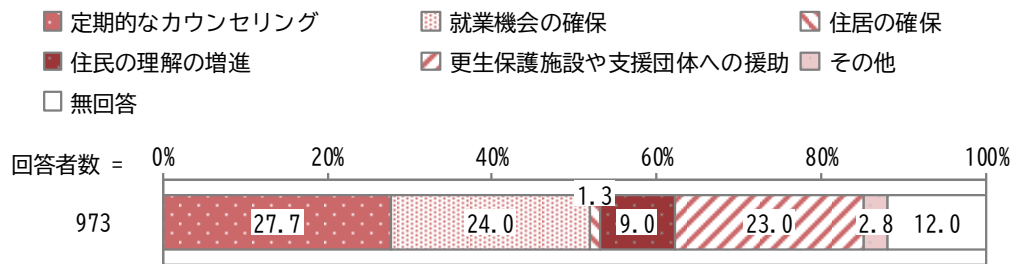
<犯罪をした人の立ち直りへの協力意向（協力したいと思うか）>

「思う」「どちらかといえば思う」を合わせた“思う”の割合が22.6%、「どちらかといえば思わない」「思わない」を合わせた“思わない”の割合が41.9%となっている。



<再犯防止を推進するに当たって必要な取組>

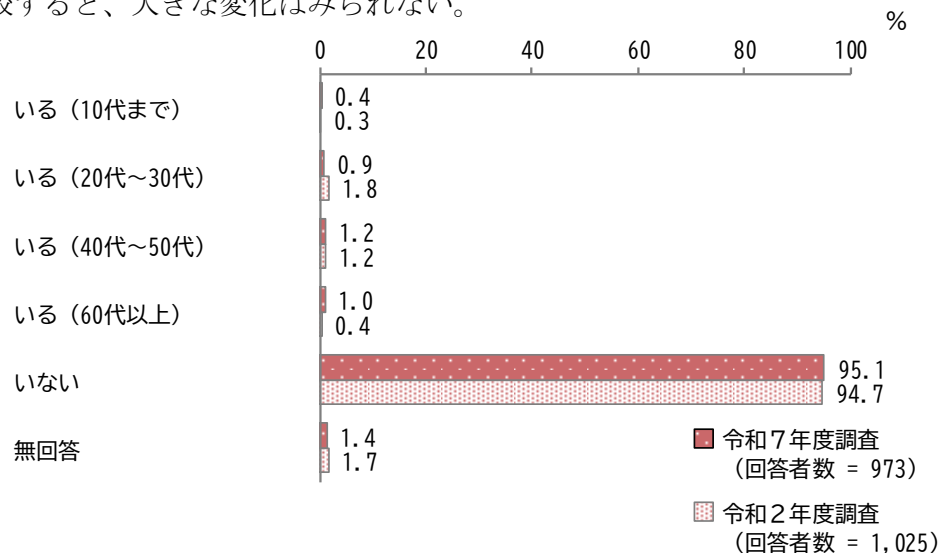
「定期的なカウンセリング」の割合が27.7%と最も高く、次いで「就業機会の確保」の割合が24.0%、「更生保護施設や支援団体への援助」の割合が23.0%となっている。



<あなたや家族のひきこもり状態の方の有無>

「いる（10代まで）」「いる（20代～30代）」「いる（40代～50代）」「いる（60代以上）」を合わせた“いる”の割合が3.5%、「いない」の割合が95.1%となっている。

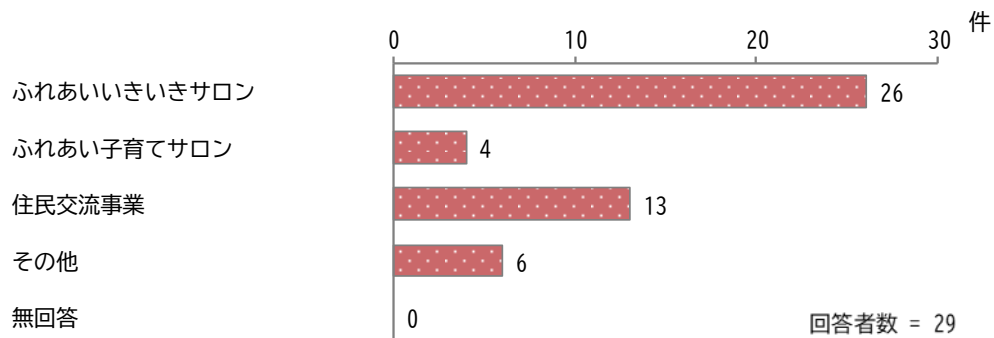
過去調査と比較すると、大きな変化はみられない。



## (2) 小地域福祉活動調査

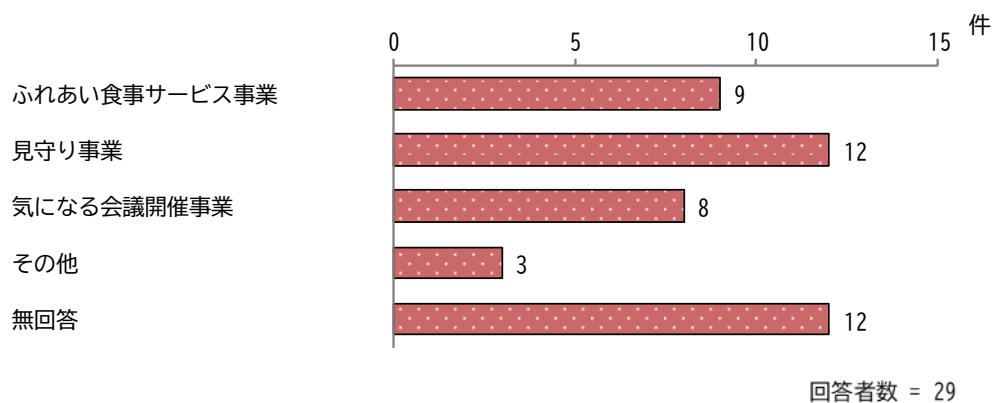
### ① つながりづくり（孤立防止）活動の状況

「ふれあいいいききサロン」が26件と最も多く、次いで「住民交流事業」が13件となっている。



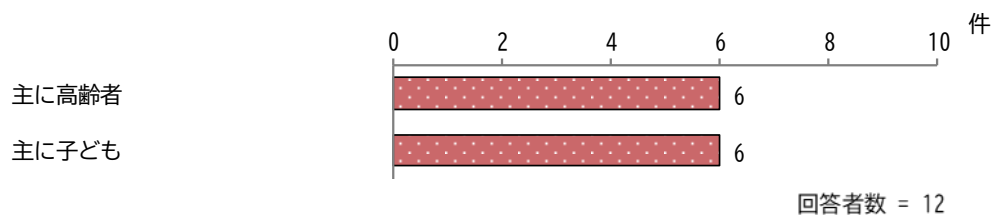
### ② 見守り活動の状況

「見守り事業」が12件と最も多く、次いで「ふれあい食事サービス事業」が9件、「気になる会議開催事業」が8件となっている。



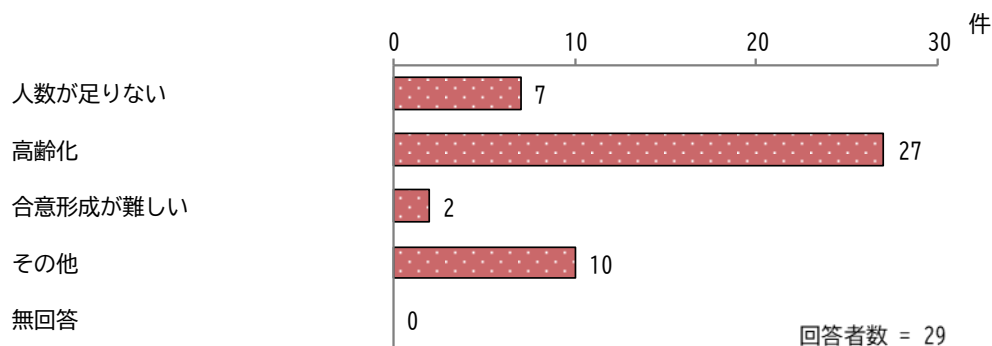
### 【見守り事業の対象者】

「主に高齢者」「主に子ども」が共に6件となっている。



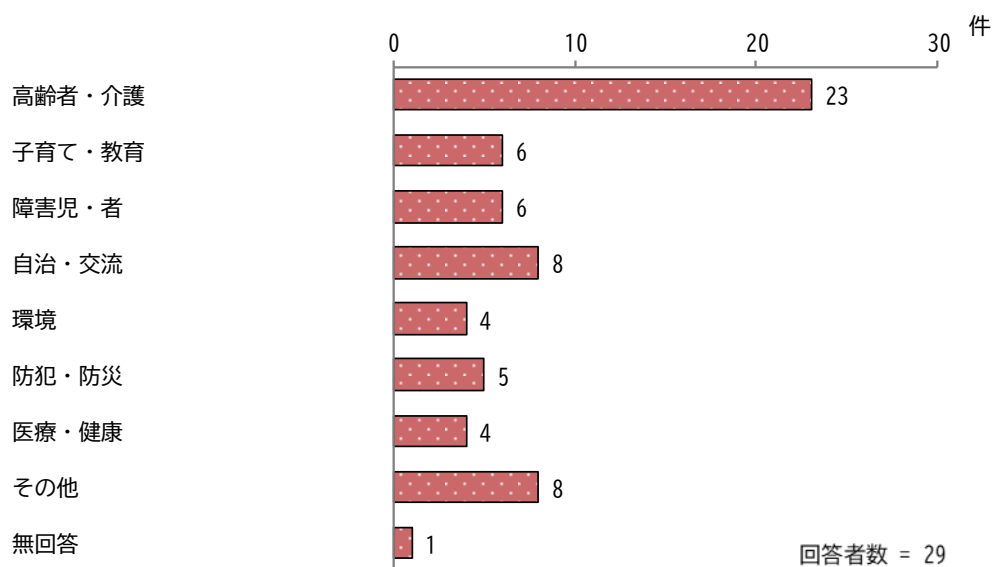
### ③ 活動を通して感じる組織の課題

「高齢化」が27件と最も多く、次いで「人数が足りない」が7件、「合意形成が難しい」が2件となっている。



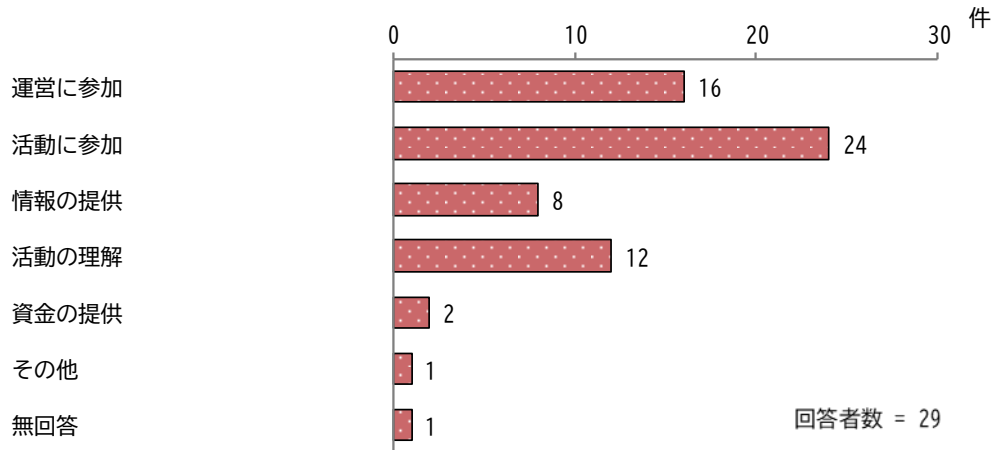
### ④ 活動を通して感じる地域の課題

「高齢者・介護」が23件と最も多く、次いで「自治・交流」が8件となっている。



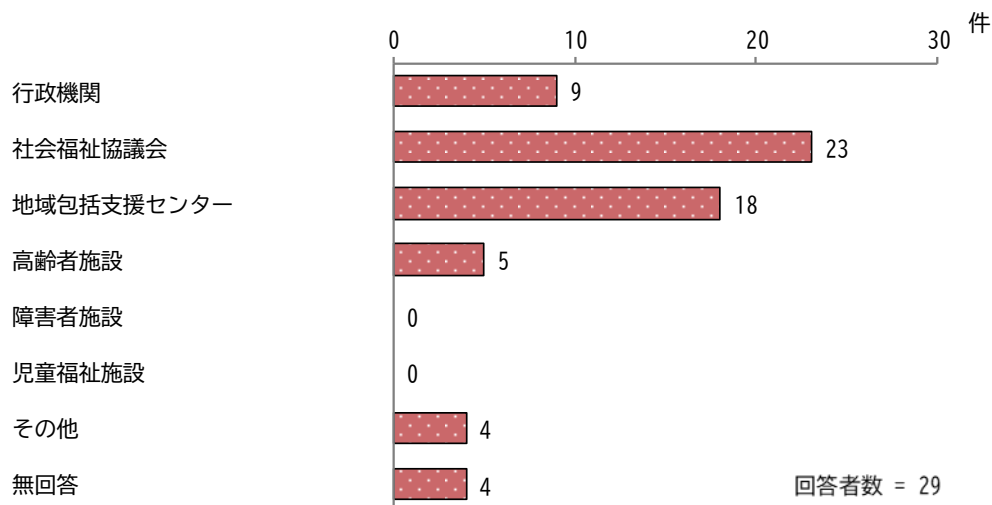
## ⑤ 活動をより充実させるために地域住民に求めたいこと

「活動に参加」が24件と最も多く、次いで「運営に参加」が16件、「活動の理解」が12件となっている。



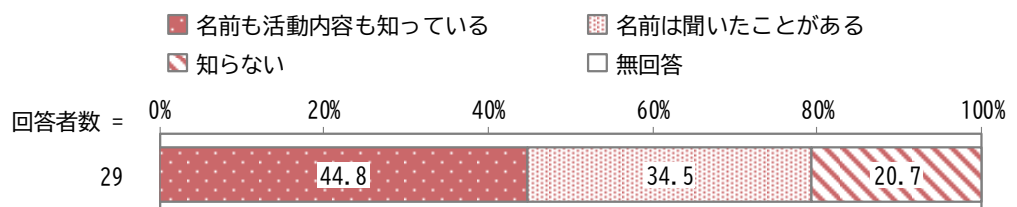
## ⑥ 活動をより充実させるために連携及び協働をしたい専門機関

「社会福祉協議会」が23件と最も多く、次いで「地域包括支援センター」が18件となっている。



## ⑦ 本市で活動しているコミュニティソーシャルワーカーについて

「名前も活動内容も知っている」が44.8%（13件）と最も多く、次いで「名前は聞いたことがある」が34.5%（10件）、「知らない」が20.7%（6件）となっている。



# 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

第五次香芝市総合計画では、市の目指す将来像を「笑顔をもっと 元気をずっと ～誰もが輝く多彩なまち カラフルかしば～」とし、住宅都市としての暮らしやすさを更に深めるとともに、住むだけにとどまらず、多彩なまちの機能と魅力を創造し、あらゆる世代が相互に支え合い、人が集まり活気にあふれるまちの実現を目指している。

特に、健康及び福祉の分野の基本的政策方針を「健康で自分らしく過ごせる毎日のために。」と掲げ、高齢者や障害者を始め、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、総合的な視点から安心して暮らせる環境づくりを進めている。

本計画では、上位計画や関連計画との整合を図りつつ、これまでの基本理念で掲げてきた「ふれあい」「みとめあい」「つながり」といった人と人との相互の関係づくりの重要性を継承しながら、福祉の領域に捉われない分野や世代を超えた支え合いの関係づくりを推進していく。

そして、市民が地域社会の一員として、多様な主体と協働しながら地域を創り育てていくことを基本姿勢とし、次を基本理念に掲げる。

### 基本理念

支え合い 共に創る 「共生」のまち かしば



## 2 計画の政策分野

本計画では、基本理念を達成するため、次の4つの政策分野ごとに、様々な取組の展開を図る。

### (1) 地域福祉への参加促進と担い手の育成

地域に暮らす誰もが地域の課題に関心を持ち、主体的に参画し、その解決につなげることができる社会を実現するためには、市民一人一人が地域の課題を自分事として捉え、地域活動に関わる人が増えることが重要である。

本市では、市民活動団体やボランティア団体に対する支援や市民の福祉意識の醸成、福祉教育の推進などを通じて、市民の地域福祉への関心を高め、自主的な地域活動への参画を促進し、市民が共に支え合う地域の実現を目指す。

### (2) 市民の様々な生活課題を解決できる仕組みづくり

市民が抱える悩みや課題が複雑化し、かつ、複合化する中、安心して暮らせる社会の実現のためには、誰もが適切な支援を選択し、利用することができる環境を整備し、安定的に維持することが重要である。

本市では、福祉サービスの利用支援や生活援助を通じて、市民が地域で自立した生活を営むことができるよう支援するとともに、相談支援機能の充実や支援機関の連携強化、地域における支え合いの促進などにより、包括的な支援体制を構築し、一人一人に寄り添った福祉の推進を図る。あわせて、虐待や孤立の防止、権利擁護の推進、社会復帰支援等の体制整備を図り、誰一人取り残すことのない地域社会の実現を目指す。

### (3) 快適で安心して暮らすことのできる都市環境の形成

市民が住み慣れた地域で不自由なく暮らしていくことができるよう、防災及び防犯体制の強化を図るとともに、誰もが外出しやすく快適に過ごせる地域環境の充実を図る。

また、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりを推進し、地域全体で安心と活力のある暮らしの実現を目指す。

### (4) 市民が健やかで生き生きと暮らせるまちの実現

市民が生涯にわたって健康で生き生きと暮らし続けられるよう、ライフステージや心身の状態に応じた生きがいがづくり、社会参加及び健康づくりに取り組むことができる環境を整備する。

また、安心して子育てができ、子どもが健やかに育つ環境の整備を推進する。

### 3 計画の体系

基本理念	政策分野	施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">支え合い 共に創る 「共生」のまち かしば</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em; color: #e67e22;">1</p> <p style="text-align: center; color: #e67e22;">地域福祉への参加促進と 担い手の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="794 450 1417 544">(1) 地域福祉を担う人材の育成と協働</li> <li data-bbox="794 595 1417 689">(2) 地域福祉活動団体等との連携</li> <li data-bbox="794 741 1417 835">(3) 市民の福祉と人権意識の高揚</li> </ul>
	<p style="text-align: center; font-size: 2em; color: #27ae60;">2</p> <p style="text-align: center; color: #27ae60;">市民の様々な生活課題を 解決できる仕組みづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="794 891 1417 985">(1) 安心して福祉サービスが利用できる 仕組みづくり</li> <li data-bbox="794 1037 1417 1131">(2) 包括的な支援体制整備</li> <li data-bbox="794 1182 1417 1276">(3) 市民の尊厳を守る取組の推進</li> </ul>
	<p style="text-align: center; font-size: 2em; color: #3498db;">3</p> <p style="text-align: center; color: #3498db;">快適で安心して暮らすことのできる 都市環境の形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="794 1332 1417 1426">(1) 全ての市民が安心して外出できる 環境づくり</li> <li data-bbox="794 1478 1417 1572">(2) 市民生活の安全安心の向上</li> </ul>
	<p style="text-align: center; font-size: 2em; color: #f1c40f;">4</p> <p style="text-align: center; color: #f1c40f;">市民が健やかで生き生きと 暮らせるまちの実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="794 1626 1417 1720">(1) 市民の生きがいづくりの推進</li> <li data-bbox="794 1771 1417 1865">(2) 市民の健康づくりの推進</li> <li data-bbox="794 1917 1417 2011">(3) 安心して子育てのできるまち</li> </ul>

## 政策分野 1 地域福祉への参加促進と担い手の育成

## 1 地域福祉を担う人材の育成と協働

## 課題と方向性

地域福祉の推進においては、生産年齢人口の減少や社会資源の不足、地域コミュニティへの帰属意識の低下が進行している。こうした変化に対応するため、ボランティアや専門講座による人材育成を充実させるとともに、新たな社会資源の発掘を進めることが重要である。自治会や市民活動団体との連携を深め、市民が主体的に関わる仕組みを整えることで、地域共生の取組を次世代へつなげていく。

## 市及び社会福祉協議会の主な取組

## (1) 市民活動団体及びボランティアの育成

市民活動団体やボランティアとの連携を図り、人材確保や能力向上、組織の自立支援を通じて持続的な地域福祉活動の基盤を整備する。

取組名		取組内容	担当窓口
1	地域コミュニティセンター運営事業	地域福祉団体やボランティア団体等の情報登録や支援を求める方とのマッチングを実施する。また、各団体の機能及び専門性を把握し、社会参加や居場所づくりとして協力してもらえるように連携を図る。	社会福祉課
2	ボランティア及び市民活動者養成事業	ボランティア人材の確保を図るとともに、ボランティア活動に従事する上での知識及び技能の向上を図るための養成講座等の支援を実施する。	社会福祉課 社会福祉協議会
3	地域福祉活動支援事業	コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）を配置し、地域福祉活動に関する情報収集に取り組む。また、地域福祉に関する出前講座やイベント等を実施し、地域福祉活動者を育成する。加えて、社会福祉の推進に寄与した社会福祉関係者の表彰を行うことにより、地域福祉を担う人材を育成する。	社会福祉協議会

取組名		取組内容	担当窓口
4	市民活動団体支援事業	ボランティアやNPO等の市民活動団体を対象として、継続的かつ安定的な活動と組織の自立を支援するため、講座等を実施する。	地域振興課
5	福祉分野ボランティア養成事業	子育てサポーターや介護予防リーダー、認知症ボランティア、手話奉仕員、聞こえのサポーター、視覚障害者サポーターなど福祉分野におけるボランティアの養成に取り組む。	介護福祉課 社会福祉課 児童福祉課

## (2) 協働事業の推進

市民活動団体への活動補助や成果の共有を通じた交流促進、人材登録制度や産学官民連携の構築により、地域課題の解決と人材育成、生活支援体制の強化を図る。

取組名		取組内容	担当窓口
1	まちづくり提案活動支援事業	市民活動団体の活動に対する事業補助金を交付するとともに、成果報告会を実施し、団体同士の交流や運営方法等の学習の機会を提供する。	地域振興課
2	まちづくりパートナー制度活用事業	様々な分野における知識、経験、能力等を持つ人材の登録制度を実施し、審議会等での意見聴取や地域課題の解決を図る。	地域振興課
3	産学官連携事業	地域課題の解決に資するため、大学や民間企業等と協定等を通じた連携関係を構築する。	総合政策課
4	企業参画促進事業	商工会や職業安定所等の各種関係団体と連携し、まちづくり活動に参画する市内企業の把握や人材育成に取り組む。	地域振興課
5	生活支援体制整備事業	生活支援と介護予防を目的として、生活支援コーディネーターを配置するとともに、民間事業者、ボランティア、社会福祉協議会等の生活サービスを担う事業主体と行政との連携関係の構築に取り組む。	介護福祉課 社会福祉協議会



## 市民、地域及び団体で取り組むこと

- ボランティアに関心を持ち、身近な地域での取組状況について情報を収集する。
- ボランティア活動の機会がある場合は、積極的に参加する。
- 地域との関わりやつながりを意識し、ボランティア活動等を通じて地域活動に参画する。
- 地域の一員としての自覚を持ち、自治会等の地域活動に参加し、及び協力する。
- ボランティア養成講座等に参加し、活動への理解と実践力を高める。
- 地域の課題を把握し、住みよい地域づくりに向けて主体的に行動する。

## コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

社会福祉法人香芝市社会福祉協議会は、地域共生社会の実現に向け、4つの中学校区にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、次の取組を進めています。

### ● 支え合う地域づくり

地域団体と連携し、孤立防止の「つながりづくり」と「見守り活動」を推進する。

### ● 生活課題への包括的支援

制度の狭間や複合課題を受け止め、地域で見いだされた“気になる人”を市民と専門職の協働で支援する。

### ● 新たな資源開発

既存制度で対応しきれないニーズに応じ、必要な社会資源の創出を図る。

## 活動者さんの紹介・活動を始めたきっかけ

Uさんは、健康のために毎日近所を散歩していました。ある日、ふと立ち寄ったのが地域の交流やボランティア活動の拠点「竹の杜」でした。最初は通りすがりでしたが、竹の杜で集うボランティア活動者と何度か顔を合わせるうちに声を掛けられ、コーヒーを出してもらったことをきっかけに、自然と会話が生まれるようになりました。次第に「ちょっと寄ってみよう」と思う場所になり、そこで行われている地域活動にも誘われるようになりました。無理なく関わる中で、人とのつながりが広がり、気づけばボランティア活動にも参加するようになっていました。

「特別なことを始めたつもりはなかったけれど、人と出会い、声を掛け合う中で、自然とここに居場所ができた」とUさんは話します。日々の散歩から生まれた小さなきっかけが、地域を支える大切な力へとつながっています。

## 2 地域福祉活動団体等との連携

### 課題と方向性

地域が抱える課題の解決に向けては、市民やNPO、民間企業の活動の活性化や民生委員・児童委員の負担軽減及び活動を維持するための環境整備が必要である。社会福祉協議会やCSW等が地域における自立的な取組を支援し、市民の地域活動への参加意識を高めるとともに、活動に関する情報を効果的に伝えることが重要である。行政と関係機関、地域団体が協力し、必要に応じた活動支援や支援体制の構築を進め、持続的に地域を支える基盤を整備していく。

### 市及び社会福祉協議会の主な取組

#### (1) 地域福祉推進委員会等による地域福祉活動の推進

地域福祉推進委員会やサロン活動などを支援し、市民の交流や居場所づくりを促進するとともに、地域課題の共有を通じて、市民参加による地域福祉の推進を図る。

取組名		取組内容	担当窓口
1	地域福祉推進委員会活動支援事業	CSWを配置し、市民参加による地域福祉を推進するため、地域福祉推進委員会活動を支援する。	社会福祉協議会
2	ふれあいいきいきサロン活動支援事業	CSWを配置し、集会所や公民館等の身近な場所を利用した市民の仲間づくり、居場所づくりを推進するため、ふれあいいきいきサロン活動を支援する。	社会福祉協議会
3	気になる会議開催支援事業	CSWを配置し、地域福祉推進委員会やふれあいいきいきサロン等と福祉専門職が連携し、地域の気になる人や気になることについて話し合う「気になる会議」の開催を支援する。	社会福祉協議会
4	地域福祉活動連絡会議事業	CSWを配置し、地域福祉推進委員会、ふれあいいきいきサロン等の情報交換、交流等を目的とした地域福祉活動団体連絡会議を開催する。	社会福祉協議会

## (2) 民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員の活動を支援し、地域の生活課題を抱える人が適切な支援につながる体制を整備する。研修や広報を通じて委員の能力向上と活動の周知を図る。

取組名		取組内容	担当窓口
1	民生委員協力員事業	民生委員活動を補佐する民生委員協力員を配置するとともに、地区民生児童委員協議会ごとに地区民協協力員を配置し、困難事例への助言や行政サービス情報の提供、研修会等の補助を行う。	社会福祉課 社会福祉協議会
2	民生委員・児童委員研修事業	地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の職務上必要な知識及び技術の修得と向上を支援するため、研修会や意見交換等を実施する。	社会福祉課
3	民生委員・児童委員周知啓発事業	ホームページや広報を通じて、民生委員・児童委員の役割や活動内容を広く周知する。	社会福祉課

## (3) 福祉当事者団体への支援

福祉当事者団体の活動を支援し、関係機関と連携して当事者や家族の生活課題の予防及び解決を図り、安心して暮らせる地域福祉の推進を目指す。

取組名		取組内容	担当窓口
1	福祉当事者団体活動支援事業	ふたかみクラブ連合会、母子寡婦福祉会、身体障害者福祉協会等の当事者団体の活動支援を通じて、福祉当事者の生活課題の予防及び解決を図る。	社会福祉協議会
2	福祉当事者連携支援事業	社会福祉協議会等の関係機関と相互に連携を図りながら、福祉当事者及びその家族等が抱える生活課題の解決につながるよう、必要な支援を行う。	社会福祉課



## 市民、地域及び団体で取り組むこと

- 地域福祉に関わる団体間で情報交換会を開催するなど、情報の共有化を進める。
- 地域福祉推進委員会やふれあいいいききサロン実施団体の活動を理解するとともに、当該活動に参加し、及び協力する。
- 地域の民生委員・児童委員を把握し、情報を共有する。
- 民生委員・児童委員の活動を理解し、協力する。
- 積極的に団体活動に参加し、福祉当事者が抱える課題について情報を共有する。

## 住民主体で広がる、あしびハイツの地域福祉

あしびハイツでは、長年サロン活動を続けられていましたが、数年にわたる話し合いと準備を経て、令和7年度に地域福祉推進委員会へと発展しました。

サロンは住民の交流の場として大切な役割を果たしてきましたが、「見守りや気かけ合いを地域全体に広げたい。」という思いから、より広がりとして継続していただける体制へと移行しました。これは、これまでの顔の見えるつながりを、地域みんなで支え合うかたちへと一歩進めた取組です。

住民が「参加する人」から「支える人」へと意識を広げ、CSWも関わりながら主体的に地域福祉を担う基盤が整いました。移行後は、見守りを目的とした地域ふれあい食事サービスによる会食会も始まり、サロンをきっかけに地域の課題に気づき、話し合いを重ねる中で新たな活動が生まれています。

こうした積み重ねにより、あしびハイツでは地域の支え合いの力が着実に育っています。



### 3 市民の福祉と人権意識の高揚

#### 課題と方向性

あらゆる年齢層の市民が地域福祉について理解を深め、見守りや助け合いの取組が活発に行われるよう、地域福祉に関する意識啓発を充実させ、地域全体で福祉及び人権意識の向上を図る。

また、地域における相互扶助の精神を育むため、幼少期からの福祉学習や地域住民との交流を通じて、生活に根差した福祉教育及び人権教育を推進する。これにより、思いやりと支え合いの心を持ち、他者を尊重できる人材の育成を目指す。

#### 市及び社会福祉協議会の主な取組

##### (1) 学校教育等の場での福祉教育の推進

児童及び生徒に福祉教育や交流体験を通じて、多様性への理解と共感、人権意識を育み、支え合う社会づくりを推進する。

取組名		取組内容	担当窓口
1	福祉教育推進事業	市立小中学校に出向き、地域住民や福祉の当事者との出会いを通じて、互いの違いを認め合い、共感する心を育む福祉教育プログラム（出前講座）を実施する。	社会福祉課 社会福祉協議会
2	福祉体験学習推進事業	児童及び生徒に対して、地域の福祉事業所や福祉施設の利用者、職員、福祉活動に携わる方、特別支援学校に在籍する児童及び生徒との交流の機会を提供することにより、福祉について学ぶとともに、人権意識を育成する。	学校支援室
3	心のバリアフリー推進事業	高齢者や障害者に対する正しい知識や理解の促進、サポート意識の醸成やマナーの向上のため、研修や啓発活動を行う。	介護福祉課 社会福祉課
4	バリアフリー啓発活動推進事業	様々な心身の特性や考え方を持つ人々が相互に理解を深め、支え合う社会の実現に向け、香芝市バリアフリー教室を始めとする啓発活動を実施する。	都市政策交通課
5	福祉に関する理解促進事業	ボランティア活動などの様々な社会体験を通して、児童及び生徒の福祉に関する理解の促進を図るとともに、福祉に関わる実践力を育む。	社会福祉課

## (2) 福祉と人権に関する理解促進

講演会や寄附活動を通して、福祉と人権意識を高め、多様な主体が自主性を持ち、地域福祉を支える仕組みづくりを推進する。

取組名		取組内容	担当窓口
1	社会福祉大会開催事業	福祉と人権に関する市民啓発の中核的な取組として、社会福祉大会の記念講演会を開催する。	社会福祉協議会
2	人権啓発講演会事業	市民の人権意識の高揚のため、生活の場において身近で参加しやすいテーマで人権講演会を実施する。	地域振興課
3	善意銀行事業	市民の福祉及び人権意識の高揚を図るため、寄附による地域福祉活動への参画機会を提供する。	社会福祉協議会
4	共同募金推進事業	行政や社会福祉協議会、市民、企業等の協働により寄附文化を育み、共同募金が地域の福祉活動の基盤を支える重要な財源として位置付けた上で、その普及及び促進に取り組む。	社会福祉協議会
5	子どもの権利保障推進事業	子どもの権利の尊重及び確保の観点から本市で子どもの権利条例を制定し、子どもの最善の利益を図る。また、権利保障を具体化する取組等を実施し、周知及び啓発に努める。	児童福祉課



## 市民、地域及び団体で取り組むこと

- 家庭で福祉や命の尊さについて話し合い、理解を深める。
- 福祉や人権に関する講演会や学習の場に参加し、意識を高める。
- 寄附や募金などを通じて社会貢献活動に協力する。
- 多様な背景を持つ人の立場を理解し、共に活動できる環境づくりに努める。
- インターネットやSNS等においても人権を尊重し、思いやりのある発言を心掛ける。

## 出前授業で学ぶ「ふだんのくらしのしあわせ」

社会福祉法人香芝市社会福祉協議会では、障害のある当事者との交流を通して障害理解を深めるため、福祉教育の出前授業を実施しています。子どもたちが身近な暮らしの中で「福祉」について考えることを目的としています。令和7年度は市内8つの小学校で、①「ふくしってなんだ」、②「障害のあるかたと交流し、思いや生活を知ろう」の2つの内容で授業を行いました。

①の授業は、「ふくし」とは特別なものではなく、自分や周囲の人の「ふだんのくらしのしあわせ」を大切にするという内容です。②の授業は、身体や視覚に障害のある当事者から、これまでの経験や暮らしの工夫、得意なことについて話を伺います。当事者の思いや強みに触れることで、子どもたちは多くの気づきや学びを得ることができます。当事者への質疑応答の時間には、子どもたちからたくさんの質問が寄せられ、その人自身を知る貴重な交流の場となっています。



## 政策分野 2 市民の様々な生活課題を解決できる仕組みづくり

### 1 安心して福祉サービスが利用できる仕組みづくり

#### 課題と方向性

市民が抱える悩みや課題が多様化する中で、支援を必要とする方が適切なサービスを選択し、安心して利用できる環境の整備が求められている。支援体制の充実を図るとともに、福祉サービスに関する情報を分かりやすく提供し、必要な支援へ確実にアクセスできる仕組みを整えることが重要である。さらに、制度の的確な運用と支援体制の強化を進め、関係機関が緊密に連携しながら、地域全体で寄り添い支え合う安定した支援基盤の充実を図る。

#### 市及び社会福祉協議会の主な取組

##### (1) 市内での安定的な福祉サービスの提供

地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの供給体制を整備し、相談支援や生活援助を通じて自立を支援するなど、安定的な福祉サービスの提供を推進する。

取組名		取組内容	担当窓口
1	障害福祉サービス供給体制整備事業	障害福祉サービスの供給量の把握のため、福祉サービス事業所等との情報交換や適切な調査及び分析を実施し、安定的なサービス提供体制を構築する。	社会福祉課
2	福祉サービス利用支援事業	高齢者や障害者が安心して自立した生活を営むことができるようにするため、身体状況や本人を取り巻く環境を十分にアセスメントし、かつ、自己決定を尊重して質の高いサービスを利用できるように支援する。	介護福祉課 社会福祉課
3	日常生活自立支援事業	判断能力が十分でない高齢者や障害者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行い、地域での生活を支援する。また、本事業のみでは十分な支援が困難となった場合には、判断能力の低下等の状況に応じて、成年後見制度等への円滑な移行支援を行う。	社会福祉協議会
4	生活福祉資金貸付事業	低所得者、障害者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談援助を行い、経済的自立及び生活の中での意欲の向上を図る。	社会福祉協議会

取組名		取組内容	担当窓口
5	福祉用具貸出し事業	市民や企業、団体等からの寄附を活用し、病気やケガなどの理由により、一時的に車椅子や福祉自動車が必要な方に対して貸出しを行う。	社会福祉協議会
6	コミュニケーション支援事業	障害の特性に応じた情報の取得のため、手話通訳者及び要約筆記者の養成、派遣、遠隔手話サービスの提供、制度案内の点字版及び読み上げ版冊子の作成などを行う。	社会福祉課
7	地域包括ケア推進事業	高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して自分らしく自立した生活が送れるよう、地域の実情に応じた住まい、医療、介護予防、生活支援サービスが一体的に提供される体制整備や地域づくりを行う。	介護福祉課
8	地域包括支援センター機能強化事業	圏域ごとに配置している高齢者の身近な相談機関である地域包括支援センターを拠点として、地域住民と関係機関による包括的なネットワークの構築及び相談支援の基盤強化に取り組む。	介護福祉課
9	地域とつながる施設運営支援事業	福祉施設、行政及び障害者やその家族が連携し、障害者と地域との関係づくりについて協議し、及び支援する。	社会福祉課

## (2) 市民に分かりやすい福祉サービスに関する情報提供

広報紙やホームページ、SNS等の多様な媒体を活用し、福祉や市政に関する情報を分かりやすく発信するとともに、誰もが情報を得やすい環境を整備する。

取組名		取組内容	担当窓口
1	福祉サービス等情報発信事業	福祉に関する情報を分かりやすく提供するため、パンフレット、ガイドブック、ホームページ等を活用した広報を実施する。	社会福祉課 社会福祉協議会
2	市政情報発信体制整備事業	広報紙やホームページ、SNSを活用し、市政情報を取得しやすい環境を整備する。また、適切な広報媒体の維持管理を実施する。	秘書広報課



## 市民、地域及び団体で取り組むこと

- 福祉の各種制度への関心を高める。
- 必要とする福祉サービスを事業者に明確に伝え、サービスが利用できないときは、身近な相談窓口相談する。
- 福祉サービスの利用について不明な点があるときは、行政や社会福祉協議会等に相談し、自分に適したサービスを選択する。
- 日頃から市の広報紙やホームページ等を確認し、福祉に関する情報を収集する。
- 地域の身近な人と福祉に関する情報を共有する。
- 情報入手が困難な人がいれば、代わりに調べるなど手助けを行う。

## 2 包括的な支援体制整備

### 課題と方向性

少子高齢化の進行や核家族化、単身世帯の増加により、血縁や地縁といった地域のつながりが弱まり、共同体としての機能が低下している。そのような背景の下で、個々の家庭における高齢、障害、生活困窮、子育て等に起因する生活課題は複雑に重なり合いながら、多様な形で顕在化している。これらの課題に対応するため、包括的な支援体制を構築し、相談支援の充実や関係機関の連携強化、地域における支え合いの場づくりを進め、誰もが安心して暮らせる社会の実現を図る。

### 市及び社会福祉協議会の主な取組

#### (1) 地域生活課題に対する総合相談支援機能の充実

多様な生活課題を抱える市民を支援するため、関係機関と連携した包括的な相談体制を整備する。

取組名		取組内容	担当窓口
1	福祉総合相談窓口事業	複雑化し、かつ、複合化した生活課題を抱える方を包括的かつ重層的に支援するための総合相談窓口を設置する。必要に応じて、重層的支援会議へ連携し、支援方針の決定につなげる。	社会福祉課 社会福祉協議会
2	重層的支援会議事業	複雑化し、かつ、複合化した生活課題を抱え、単独の支援機関では対応が難しいケースについて、重層的支援会議等を活用し、関係機関との役割分担や支援方針を整理しながら、多角的な視点で課題解決を図る。	社会福祉課 社会福祉協議会
3	生活困窮者自立相談支援事業	関係機関と連携し、個々の生活困窮状況や特性（職歴や病状等）、本人の希望（求職要件等）に応じた就労支援及び相談体制の構築を行う。	生活支援課 社会福祉協議会
4	心配ごと相談事業	民生委員・児童委員、人権擁護委員、保護司、行政相談員等の地域活動者に対して、分野を問わず気軽に相談できる窓口として、心配ごと相談等を実施する。	社会福祉課 社会福祉協議会

## (2) 地域や市民と支援関係機関をつなぐ機能の強化

多様な主体による連携の下で、地域や市民と支援関係機関をつなぐ機能を強化し、地域生活課題に対して包括的かつ迅速に対応できる体制の充実を図る。

取組名		取組内容	担当窓口
1	社会参加支援事業	重層的支援会議で作成した支援プランに基づき、支援が必要な方に対して、地域のボランティア団体や市民活動団体等の社会資源への引き継ぎや社会参加を促進する支援を実施する。また、必要に応じて新たな社会資源の創出に取り組む。	社会福祉課
2	地域生活課題早期発見及び早期対応事業	C S Wを配置し、自治会、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員会、ふれあいいきいきサロン等の地域の各種団体と連携し、市民に身近な地域での生活課題の早期発見及び早期対応に取り組む。	社会福祉協議会
3	地域訪問型相談支援事業	制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見するために、C S Wを配置し、地域に出向いていくことを徹底し、解決に向けた相談支援に取り組む。気になる会議の開催地域を増やす。	社会福祉協議会
4	気になる会議開催支援事業 ※再掲	C S Wを配置し、地域福祉推進委員会やふれあいいきいきサロン等と福祉専門職が連携し、地域の気になる人や気になることについて話し合う「気になる会議」の開催を支援する。	社会福祉協議会
5	見守り協力事業者ネットワーク推進事業	地域における見守り強化を図るため、民間事業者との見守り協力事業者ネットワーク協定の締結を進める。	介護福祉課 社会福祉協議会
6	ひきこもり支援事業	ひきこもり状態にある方やその家族に対して、家庭訪問を含むアウトリーチによる継続的な相談支援を行う。また、安心して参加できる集いの場を開催し、孤立の解消や社会参加につながる機会を提供する。	社会福祉課 社会福祉協議会
7	緊急食料支援事業	社会福祉法人連絡会に参加し、生活困窮者への緊急的な支援として、緊急食料支援（フードドライブ）事業に取り組む。	社会福祉協議会
8	福祉関係計画策定事業	社会情勢の変化等の状況に応じて市民ニーズを的確に捉えるため、香芝市総合計画を始め、地域福祉計画、地域福祉活動計画、分野別計画等の策定に際し、支援のあり方等について見直すとともに、計画への反映を行う。	社会福祉課

### (3) 市民同士の交流及び支え合いの促進

地域においてCSWや地域団体が連携して、市民同士の交流や支え合いを促進し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する。

取組名		取組内容	担当窓口
1	地域交流活動支援事業	CSWを配置し、地域福祉推進委員会やふれあいいいきいきサロンの活動を通して、市民の身近な地域での交流を促進する。また、市民の交流の促進につながる出前講座やイベント等を実施する。	社会福祉協議会
2	地域の福祉力向上支援事業	CSWを配置し、相談支援を通じて把握した地域課題を関係者と共有しながら、市民主体の支え合い活動や社会資源の創出に資する取組を進める。	社会福祉協議会
3	地域行事支援備品貸出し事業	市民の交流促進のため、地域での行事やイベントに必要な備品の整備を行い、地域の各種団体等へ貸出しを行う。	社会福祉協議会
4	香芝市総合福祉センター等施設管理事業	香芝市総合福祉センターにおける貸室、かしば・屯鶴峯温泉その他の施設を市民の交流の場として広く利用に供するため、適切に維持管理する。	社会福祉課
5	市民参加型イベント実施事業	香芝ふれあいフェスタや冬彩など実行委員会形式により市民参加型のイベントを実施する。	地域振興課
6	生涯学習及びスポーツ推進事業	かしばスポーツweeeek等により、高齢者、障害者、子育て世帯など、全ての人に参加しやすいプログラムの充実と環境整備を図る。	生涯学習課
7	通いの場づくり推進事業	高齢者を年齢や心身の状況等により分け隔てることのない、市民主体の通いの場の充実を図る。また、通いの場の継続的な拡大のため、生活支援コーディネーターと協働し、ふれあいいいきいきサロンやいきいき百歳体操等の開催を支援し、地域で支え合う仕組みづくりを推進する。	介護福祉課 社会福祉協議会
8	子育て世代交流促進事業	CSWを配置し、地域の子育てサロンや子育て関連のボランティア団体、こども食堂等の子育てに関する市民活動を支援する。	社会福祉協議会
9	市民交流施設管理事業	都市公園や文化施設など市民の憩いの場や交流の場を市民が安全に安心して利用できるよう、適切に維持管理する。	地域振興課 都市計画課 公園道路管理課 土木建設課 生涯学習課

取組名		取組内容	担当窓口
10	多文化共生推進事業	外国の文化について学ぶ講座を開催するほか、日本語教室を実施する団体に対し支援を行う。	地域振興課
11	地域学校協働活動推進事業	地域学校協働活動（コミュニティ協議会）の推進を行うことで、見守り活動や学校行事支援等、地域住民や保護者の学校教育への参画を促進するとともに、学校を核とした地域コミュニティの醸成を図る。	生涯学習課



## 市民、地域及び団体で取り組むこと

- 困ったことがあるときは、一人で抱えずに身近な相談支援機関に相談する。
- 日頃から市の広報紙やホームページ等で身近な相談窓口の情報を確認し、地域の人と共有する。
- 各種相談窓口を有効に活用する。
- 社会的孤立を予防するため、近隣での交流を深めるつながりづくりや、暮らしにくさを抱える人を気に掛け合う関係を築く。
- 自治会、民生委員・児童委員及び地域福祉推進委員会の活動を理解し、協力する。
- 地域で支援を必要とする人への声掛けや見守り活動に参加する。
- 支援を必要とする人がいる場合は、適切な相談窓口につなぐ。
- 普段からお互いに挨拶や声を掛け合い、地域のつながりを深める。
- 地域での行事やイベントに積極的に参加し、世代を超えた交流を広げる。
- 外国人住民に対しても挨拶や声掛けを通じて顔見知りとなり、困り事があれば相談窓口へつなぐ。
- 出身国や文化の違いによる偏見を持つことなく、多文化交流イベントや地域行事への参加を通じて相互理解を深める。

## ひきこもり家族のつどい

社会福祉法人香芝市社会福祉協議会では、ひきこもり状態にある方が市内に多くおられる現状を把握し、平成29年から「ひきこもり家族のつどい」を月1回開催しています。同じ悩みを抱える家族同士が出会い、安心して思いを語り合える場として、継続的なつながりが生まれています。参加した家族からは、「悩みを家庭だけで抱え込まなくていいと思えた。」「我が家だけではないと感じて気持ちが楽になった。」といった声が聞かれ、表情が明るくなる様子も見られます。

家族が元気になることで本人に向き合う余裕が生まれ、家庭全体の雰囲気が変わるなど、本人にも良い影響が広がっています。ひきこもりは相談しにくい課題だからこそ、家族が社会とつながる一歩が、支え合いの輪を広げています。



### 3 市民の尊厳を守る取組の推進

#### 課題と方向性

高齢者、障害者、児童などを対象とした虐待や孤立を未然に防止するため、地域全体での啓発活動を進めるとともに、見守り体制を強化し、関係機関との連携の下、迅速に対応する。また全ての人が尊厳を保ち、その人らしく生活できるよう、成年後見制度を始めとする福祉制度の適切な活用を促進し、権利擁護の推進を図る。加えて、更生支援に向けて、関係機関や地域団体が連携し、社会復帰を支援する体制を整備することで、安全で共に暮らせる地域社会の実現を目指す。

#### 市及び社会福祉協議会の主な取組

##### (1) あらゆる虐待の防止

虐待や孤立を防止し、早期発見と適切な支援を行うため、行政や関係機関を中心として連携体制を強化する。

取組名	取組内容	担当窓口
1 虐待防止ネットワーク強化事業	虐待及び孤立の予防や早期発見と適切な保護、その家族等関係者に対する支援を図るため、医療、福祉、教育等関係者や消防、警察等による要保護者対策のためのネットワークを強化するとともに、事業者との見守り協定の締結を推進することにより、アウトリーチによる潜在的な虐待及び孤立を発見できる仕組みづくりを進める。	介護福祉課 社会福祉課 児童福祉課 学校教育課
2 こども家庭センター事業	母子保健と児童福祉の機能を一体的に運営することにより、妊産婦及び乳幼児の健康の保持並びに増進に関する包括的支援と子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的支援を切れ目なく、漏れなく提供する。	児童福祉課

## (2) 権利擁護の推進

成年後見制度は、平成12年(2000年)に開始された制度である。平成28年(2016年)には成年後見制度利用促進法が施行され、翌平成29年(2017年)には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、市町村は国の基本計画を踏まえた施策の推進に努めることとされた。さらに、第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月25日閣議決定)等においては、地域における成年後見制度の中核的機能を担う中核機関の設置やその役割の明確化等が示されており、制度利用に関する相談支援や後見人等への助言及び支援、関係機関との連携調整、広報啓発及び人材育成等を総合的に担う機能の確保が求められている。本市においては、今後一層の高齢化の進展に伴い、独居世帯や認知症高齢者の増加が見込まれる中で、本人の自己決定と尊厳を守るための権利擁護体制の整備がこれまで以上に重要となっている。

このような状況を踏まえ、本市は本計画に香芝市成年後見制度利用促進基本計画を位置付け、行政及び関係機関が連携しつつ、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分となった場合であっても、本人が住み慣れた地域で尊厳を保持しながら生活を継続できるよう、成年後見制度の総合的な利用促進に取り組む。あわせて、国の動向等も踏まえながら、地域における成年後見制度の中核的機能を担う中核機関の設置について、その必要性及び在り方を検討し、設置に向けた準備を進めることとする。

取組名		取組内容	担当窓口
1	日常生活自立支援事業 ※再掲	判断能力が十分でない高齢者や障害者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行い、地域での生活を支援する。また、本事業のみでは十分な支援が困難となった場合には、判断能力の低下等の状況に応じて、成年後見制度等への円滑な移行支援を行う。	社会福祉協議会
2	権利擁護制度利用支援事業	判断能力が十分でない高齢者や障害者が個々の状況に応じて適切な支援を利用できるように、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、権利擁護の制度利用につなげる。	介護福祉課 社会福祉課
3	福祉サービス利用支援事業 ※再掲	高齢者や障害者が安心して自立した生活を送ることができるようにするため、身体状況や本人を取り巻く環境を十分にアセスメントし、かつ自己決定を尊重して質の高いサービスを利用できるように支援する。	介護福祉課 社会福祉課
4	権利擁護制度啓発事業	権利擁護に関する講演会を開催するなど、市民への権利擁護に関する情報提供を行う。	介護福祉課 社会福祉課
5	成年後見制度利用促進事業	成年後見制度の利用促進のため、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、制度の分かりやすい広報を行う。	介護福祉課 社会福祉課

取組名		取組内容	担当窓口
6	成年後見相談支援事業	判断能力が十分でない高齢者や障害者、それらの家族等を対象に、個別のケースに応じた成年後見制度の利用に関する相談を実施する。また、身寄りがないなどの理由がある場合は、市長申立て等による支援を行う。	介護福祉課 社会福祉課

### (3) 再犯防止の推進

刑法犯の検挙者数や再犯者数は減少傾向にあるものの、再犯者率は依然として高く、令和6年（2024年）には46.2%となっている。（資料：令和7年度版犯罪白書）

国においては、平成28年（2016年）に再犯の防止等の推進に関する法律が制定され、地方公共団体にも再犯防止への取組が求められている。本市においても、再犯を防止することは、新たな被害の発生を防ぎ、安全で安心な地域社会を実現する上で極めて重要である。

また、罪に問われた者の中には、職業や住居の確保を始めとする生活上の困難を抱え、円滑な社会復帰が困難である場合もあることから、個々の事情や特性に応じた総合的な支援を行うことにより、地域社会の中で孤立することなく、市民の理解と協力を得ながら、共に地域を構成する一員として生活できるよう支援を推進していく必要がある。

これらのことから、本市では本計画に香芝市再犯防止推進計画を位置付け、行政と関係機関の連携の下、再犯防止及び更生支援施策を総合的に推進していく。

#### ア 福祉的支援への連携

取組名		取組内容	担当窓口
1	更生支援推進事業	罪に問われた者等の権利の尊重及び社会的自立の確保の観点から、香芝市更生支援の推進に関する条例を制定し、罪に問われた者等の社会復帰の促進を図る。また、更生支援を具体化する取組等を実施し、理解の促進及び啓発に努める。	社会福祉課
2	更生支援に係る多機関協働事業	罪に問われた方等で複雑かつ複合的な生活課題を抱える方に対し、包括的な相談支援を実施するとともに、福祉、司法、医療、就労、住宅等の関係機関との多機関協働により、制度横断的な支援調整を行う。	社会福祉課 社会福祉協議会

イ 就労及び住居確保を通じた自立支援

取組名		取組内容	担当窓口
1	生活保護事業	生活保護法（昭和25年法律第144号）等に基づき、相談や訪問調査、保護の決定により、各種扶助費を支給し、最低限度の生活保障及びその自立を助長する。	生活支援課
2	就労及び住居自立相談支援事業	ハローワークや社会福祉協議会等関係機関と連携し、罪に問われた方の特性に応じた生活再建の為の就労支援を行う。また、公営住宅等の情報提供や居住支援法人等と連携し、住居の確保に向けた支援を行う。	生活支援課 社会福祉協議会

ウ 非行防止

取組名		取組内容	担当窓口
1	青少年健全育成事業	小学生や中学生を中心とした青少年が健全な育成を図ることができるよう、関係団体や教育機関と連携しながら支援する。	生涯学習課
2	青少年非行防止啓発事業	ネット犯罪に関する啓発物品の配布や関係団体への各種研修会、警察署との合同夜間パトロール等を実施する。	生涯学習課
3	いじめ防止対策推進事業	日常の観察や児童及び生徒との積極的なコミュニケーションを通して、いじめの早期発見に努めるとともに、「香芝市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、必要に応じて学校や地域、家庭、関係者等が連携し、適切に対応する。また、児童及び生徒に対するこころの健康づくりを推進する。	学校支援室

エ 関係機関との連携強化

取組名		取組内容	担当窓口
1	保護司会等連携事業	保護司会等と情報交換し、課題の共有を図るとともに、活動に係る経費の補助や保護観察対象者等と面接できる場所を提供する。	社会福祉課
2	更生支援研修実施事業	県内の関係機関と連携し、庁内の更生支援に係る意識の醸成を図る。	社会福祉課

オ 地域における理解促進

取組名		取組内容	担当窓口
1	更生支援理解促進事業	毎年7月に再犯防止や更生保護の活動を周知する「社会を明るくする運動」への協力や更生支援に係る制度等の周知を図る。	社会福祉課
2	協力雇用主登録促進事業	香芝市商工会等と連携し、協力雇用主登録促進のため、市内企業への制度周知を実施する。	社会福祉課
3	協力雇用主優遇措置（調査及び研究）事業	協力雇用主に対し、入札参加資格審査や総合評価落札方式における優遇措置を設けることについて、調査及び研究を行う。	総務情報課 社会福祉課



市民、地域及び団体で取り組むこと

- 虐待と思われる事象を見聞きした場合は、躊躇せず行政や警察に通報する。
- 認知症について理解を深める。
- 人権に対する理解を深める。
- 高齢者、障害者、子どもなど、市民一人一人が人権尊重の意識を育み、人権を踏まえた行動を行う。
- 成年後見制度などの権利擁護に関する事業について理解を深める。
- 前科等を理由として排除せず、挨拶等の日常的な関わりを通じて地域の一員として受け入れる。
- 偏見や差別をせず、他者の人権を尊重する。

## 政策分野 3 快適で安心して暮らすことのできる都市環境の形成

### 1 全ての市民が安心して外出できる環境づくり

#### 課題と方向性

高齢者や交通弱者の日常生活の移動を支援するため、地域公共交通の維持と利便性の確保が重要となっている。鉄道、路線バス、タクシー及び市運営のコミュニティバスやデマンド交通がそれぞれの役割を明確にし、相互に補完する仕組みを構築することが求められる。

また、道路や施設のバリアフリー化を進めるとともに、心の面での理解を深め、全ての市民が安心して外出できる環境の整備を図る。

#### 市及び社会福祉協議会の主な取組

##### (1) バリアフリー及びユニバーサルデザインのまちづくり

重点整備地区を中心に道路や公共施設のバリアフリー化を推進し、誰もが安心して利用できる環境を整備するとともに、啓発や教育活動を通じて高齢者や障害者への理解を深める。

取組名		取組内容	担当窓口
1	公共施設バリアフリー化事業	「香芝市バリアフリー基本構想」においては、旅客施設を中心とした地区や、公共施設が集まった地区を重点整備地区としており、同地区内で未施工となっているバリアフリー化を推進する。	総務情報課 社会福祉課 都市政策交通課 公園道路管理課
2	道路バリアフリー整備事業	国道165号、国道168号及び市道における視覚障害者誘導用ブロックの設置やグレーチングの改良、歩道と車道の段差解消、舗装の改良などを実施する。	都市政策交通課 公園道路管理課
3	心のバリアフリー推進事業 ※再掲	高齢者や障害者に対する正しい知識や理解の促進、サポート意識の醸成やマナーの向上のため、福祉教育活動を通じた啓発活動を行う。	介護福祉課 社会福祉課
4	バリアフリー啓発活動推進事業 ※再掲	様々な心身の特性や考え方を持つ人々が相互に理解を深め、支え合う社会の実現に向け、香芝市バリアフリー教室を始めとする啓発活動を実施する。	都市政策交通課

## (2) 持続可能な地域公共交通の確立

地域公共交通を整備し、及び運営し、民間交通機関との連携や利用促進に取り組む。

取組名		取組内容	担当窓口
1	地域公共交通運営 及び利用促進事業	高齢者、障害者、子ども連れの方なども含め、誰もが安心して外出できる環境を整備するため、民間の公共交通機関との連携を図りながら、地域公共交通（コミュニティバス及びデマンド交通）を運営する。また、モビリティマネジメントなどを実施し、地域公共交通の利用促進に取り組む。	都市政策交通課

## (3) 多様な外出支援の実施

移動支援や外出支援の充実を図るとともに、公共交通等の利用に制約のある市民への移動手段の確保に向けた方策を検討する。

取組名		取組内容	担当窓口
1	外出支援事業	障害者や高齢者などの日常生活における外出支援として、地域公共交通の利用に係る運賃を助成する。	社会福祉課 都市政策交通課
2	移動支援の在り方 検討事業	公共交通機関があっても利用できない市民への買い物、通院手段等の確保に関して支援の在り方を検討する。	介護福祉課 社会福祉課 都市政策交通課



### 市民、地域及び団体で取り組むこと

- 市内のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化が十分でない箇所を把握する。
- 近隣に移動が困難な人がいれば、買い物などの際に声を掛けるなどの支援を行う。
- 地域に必要な公共交通について考える。
- 移動手段として公共交通を積極的に活用する。
- 様々な外出支援サービスについて情報を収集する。
- 外出を支援する担い手として活動に参加する。

## 2 市民生活の安全安心の向上

### 課題と方向性

防災への意識を高めるとともに、地域における自主防災体制の充実や避難行動要支援者への迅速な対応など、災害時に備えた支援体制の強化を進める。消防団員の減少や防災人材の確保が課題となる中、市民一人一人が自助と共助の意識を高め、地域防災組織の機能向上と防災教育の充実を図ることが重要である。

また、特殊詐欺や交通事故の防止に向けて、警察や関係団体との連携を強化し、地域の安全を守る体制を構築していく。これらの取組を通じて、地域全体で災害に強く、安心して暮らせる社会の形成を推進する。

### 市及び社会福祉協議会の主な取組

#### (1) 避難行動要支援者対策や防災及び減災対策の強化

災害ボランティアの養成や機能強化に係る支援を実施するとともに、地域団体との連携を深め、平時から支え合える地域づくりを推進する。

取組名	取組内容	担当窓口
1 災害ボランティアセンター体制整備事業	大規模災害に備え、災害ボランティアセンターの設置運営訓練を定期的を実施するとともに、被災者のニーズとボランティアを結びつける災害ボランティアコーディネート機能を強化する。	社会福祉協議会
2 災害時地域支え合い推進事業	C SWを配置し、自治会、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員会、ふれあいいきいきサロンなどの日常の見守り活動を進める関係団体との連携を高め、災害時においても助け合える地域づくりを行う。	社会福祉協議会
3 避難行動要支援者支援体制整備事業	災害に備えた互助及び共助の地域づくりに活用するため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新作業を定期的に進める。	社会福祉課
4 自主防災組織活性化事業	自主防災組織と連携し、防災リーダーとして組織を牽引できる人材の育成や災害発生直後の対応を円滑に行える組織づくりを支援する。	危機管理課
5 消防団活動充実事業	地域防災力の中核として活動する消防団の体制を維持し、及び強化するため、人員の確保及び資機材の充実を図る。	危機管理課

## (2) 地域ぐるみの防犯活動及び交通安全対策の推進

地域住民の自主的な防犯及び交通安全活動を促進し、警察や関係機関と連携して啓発や見守りを実施するとともに、安全施設の整備及び管理を通じて安心な地域づくりを推進する。

取組名		取組内容	担当窓口
1	自主防犯活動活性化事業	地域住民の自主的な活動の活性化のため、「こども110番の家」の設置等を進める。	危機管理課
2	防犯意識啓発事業	防犯意識の向上を図るため、特殊詐欺防止に関する啓発活動を実施する。	危機管理課
3	地域見守り活動推進事業	香芝警察署や地域安全推進委員等と連携し、地域の見守り活動を実施する。	危機管理課
4	交通安全推進事業	高齢者や子どもに対する交通安全対策の強化を図るため、香芝警察署や関係団体と連携し、交通安全教室、交通安全啓発活動、交通安全立哨活動及び学校等での日常的な交通安全指導を実施する。また、高齢者による交通事故防止を推進するため、運転免許証の自主返納等を支援する。	保育幼稚園課 都市政策交通課 学校支援室
5	通学路安全対策事業	自治会要望や通学路安全点検等により対策が必要とされた箇所について、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設を整備し、適切に維持管理する。	公園道路管理課 教育総務課

## (3) 感染症対策の推進

感染症の発生及び流行状況を的確に把握し、感染防止に関する情報提供を行うとともに、医師会等と連携し、有事に備えた対策体制の強化を図る。

取組名		取組内容	担当窓口
1	感染症予防啓発事業	感染症の流行状況を把握し、感染状況及び予防方法も含めた周知を行う。	健康衛生課
2	感染症対策連携事業	香芝市医師会及び北葛城地区医師会との連携により、有事の際の対策等について取組を進める。	健康衛生課



## 市民、地域及び団体で取り組むこと

- 近隣の人と顔見知りとなり、災害時に互いに支え合える関係を築く。
- 災害時の連絡体制、避難方法及び避難場所を確認しておく。
- 日頃から災害に備え、緊急時に対応できる準備を行う。
- 地域住民の防災意識と自助及び共助の意識を高める。
- 自治会においては、避難行動要支援者名簿の活用や情報提供に協力する。
- 災害ボランティア活動への関心を高める。
- 防犯知識を身に付け、警察などが発信する犯罪情報に注意し、自身の安全確保に努めるとともに、子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう配慮する。
- 地域の防犯パトロールなど自主的な防犯活動に参加する。
- 地域の危険箇所を把握し、関係者間で情報を共有する。
- 国、県及び香芝市が発信する感染症予防等に関する情報に留意し、地域活動に参加する。
- 日頃から健康管理に努め、マスクの着用や手洗い及び手指の消毒など、基本的感染症予防策を徹底する。

## 災害ボランティアセンター設置運営訓練

社会福祉法人香芝市社会福祉協議会は、災害発生時に市災害対策本部からの要請を受けて災害ボランティアセンターを設置及び運営する体制を整えています。あわせて、葛城青年会議所や奈良県内市町村社会福祉協議会と協定を締結し、広域的な支援体制を構築しています。このため、社会福祉法人香芝市社会福祉協議会では令和5年度から、ICTを活用した災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施しています。被災者ニーズやボランティア情報の管理、マッチング等にICTを取り入れることで事務を効率化し、本来の被災者支援により多くの時間を割ける体制づくりを目指しています。訓練を通じて、関係機関との連携を確認し、災害時に地域全体で支え合う支援体制の強化につなげています。



## 政策分野 4 市民が健やかで生き生きと暮らせるまちの実現

### 1 市民の生きがいがづくりの推進

#### 課題と方向性

障害者、生活困窮者、低所得者、高齢者などを含め多様な立場にある方が、本人の意向に沿った就労が実現できるよう支援するとともに、全ての世代が学習や地域活動を通じて社会とのつながりを持てるよう、社会参加の機会を創出する。これらによって、市民が生涯にわたり生きがいを持ち、誰もが活躍できる地域社会の形成を図る。

#### 市及び社会福祉協議会の主な取組

##### (1) 生きがいや役割の創出

市民が生きがいを持ち、積極的に社会参加できるよう、交流の場やイベント、スポーツ活動を充実させ、誰もが参加しやすい地域づくりを推進する。

取組名		取組内容	担当窓口
1	地域交流活動支援事業 ※再掲	C S Wを配置し、地域福祉推進委員会やふれあいいきいきサロンの活動を通して、市民の身近な地域での交流を促進する。また、市民の交流に促進につながる出前講座やイベント等を実施する。	社会福祉協議会
2	市民参加型イベント実施事業 ※再掲	香芝ふれあいフェスタや冬彩など実行委員会形式により市民参加型のイベントを実施する。	地域振興課
3	生涯学習及びスポーツ推進事業 ※再掲	かしばスポーツweeeeeek等により、高齢者、障害者、子育て世帯など、全ての人が参加しやすいプログラムの充実と環境整備を図る。	生涯学習課

##### (2) 本人の希望に応じた就労支援と雇用の促進

関係機関と連携して就労支援や雇用環境の充実、自立支援の促進等を推進する。

取組名		取組内容	担当窓口
1	障害者就労支援推進事業	各種関係団体と連携し、障害者の就労のための支援や環境づくりへの取組を推進する。	社会福祉課
2	障害者雇用促進事業	障害者の職業生活の自立と充実を図るため、障害者の積極的な雇用を推進するとともに、障害者がその能力を発揮できる雇用環境を提供する。	人事課

取組名		取組内容	担当窓口
3	生活困窮者自立相談支援事業 ※再掲	関係機関と連携し、個々の生活困窮状況や特性（職歴や病状等）、本人の希望（求職要件等）に応じた就労支援及び相談体制の構築を行う。	生活支援課 社会福祉協議会
4	広域就労準備支援事業	奈良県生活困窮者等広域就労準備支援事業の実施に際し、社会的自立に向け、就労準備や継続が困難な対象に対し、それぞれの個別ニーズに応じた支援プログラムを提供する。また、潜在的困窮者層に対し、事業の認知度を高めるための広報を行う。	生活支援課 社会福祉協議会
5	シルバー人材センター運営支援事業	高齢者の雇用促進を図るため、香芝市シルバー人材センターの運営を支援する。	地域振興課



### 市民、地域及び団体で取り組むこと

- 地域の行事やサロン活動など、交流の場に関心を持ち、互いに声を掛け合って参加する。
- 楽しみや生きがいを見つけ、地域の活動に積極的に参加する。
- 就労定着に向けた支援を活用し、就労につなげる。
- 働く意欲のある高齢者は、社会参加の機会として就労を活用する。

## モルックで地域を元気に！

社会福祉法人香芝市社会福祉協議会では、「モルックで地域を元気に！」を合言葉に、令和5年度からモルック出前講座を実施しています。モルックは、年齢や性別、障害の有無を問わず、誰でも気軽に楽しめるスポーツで、世代を超えた交流のきっかけとして企画しました。出前講座にはCSWが地域へ伺い、ルール説明や進行を行いながら、参加者同士が自然につながる場づくりを支援しています。

これまで、地域福祉推進委員会やふれあいいきいきサロン、自治会、老人クラブ、放課後子ども教室など、様々な団体から依頼がありました。講座をきっかけに、地域でモルック教室やイベントが自主的に開催されるなど、新たな通いの場が生まれています。地域行事に参加しにくかった男性や、子どもから高齢者までが一緒に楽しむ中で自然な会話が生まれ、閉じこもり予防や社会参加の促進にもつながっています。



## 2 市民の健康づくりの推進

### 課題と方向性

高齢化の進行に伴い、医療や介護、予防などの体制強化が求められている。医療、介護及び生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを充実させるとともに、在宅医療や健診の受診促進を図ることが重要である。健康づくりや食生活改善などの取組を進め、市民が心身共に健やかに暮らせる地域社会の形成を目指す。

### 市及び社会福祉協議会の主な取組

#### (1) 生涯にわたる健康づくりサービスの展開

市民の健康づくりや相談支援、健診及び予防接種の推進、療育や医療的ケア児支援などを通じて、地域における総合的な保健福祉体制を整備する。

取組名	取組内容	担当窓口
1 健康づくり拠点連携推進事業	市民の健康づくり及び健康サービスの拠点として、香芝市保健センターと香芝市総合福祉センターが連携して地域における健康づくり活動の支援体制を整備する。	健康衛生課 介護福祉課 社会福祉課
2 心の健康づくり推進事業	心の悩みや生きづらさ等を抱える市民のメンタルヘルス対策として、心の健康相談室において臨床心理士又は公認心理師が問題の解決や解消、軽減に向けた心理カウンセリングや発達相談等の相談支援を行う。	健康衛生課
3 市民健康づくり支援事業	市民の健康づくりに関する自主活動について、研修会を実施し、健康増進の意識や理解を更に深めるように保健事業を実施する。	健康衛生課
4 特定健康診査及びがん検診推進事業	生活習慣病の早期発見及び早期治療のため、特定健康診査、各種がん検診などの実施及び市民への周知や、国民健康保険被保険者に費用の助成を行うなど、受診率の向上を図る。	健康衛生課 国保医療課
5 予防接種啓発事業	感染症予防対策として、定期予防接種の接種勧奨及び予防接種の正しい知識の普及のための広報を行う。	健康衛生課
6 乳幼児健康診査及び乳幼児相談事業	個人の健康状態に応じた適切な医療及び療育を早期に行えるよう、乳幼児健診等で発達相談の勧奨や心身の発達に合わせた支援を図る。	児童福祉課

取組名		取組内容	担当窓口
7	発達支援及び早期療育推進事業	療育が必要な児童に対し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を実施するため、適切なアセスメントを通じて、早期療育を推進する。	健康衛生課 社会福祉課 児童福祉課 学校支援室
8	医療的ケア児支援事業	医療的ケア児支援に係る協議体や関連分野の支援を調整するコーディネーターを設置し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図りながら、支援体制を構築する。	健康衛生課 社会福祉課 児童福祉課 保育幼稚園課 学校教育課

## (2) 地域医療との連携

保健、医療及び福祉分野の関係機関との連携を強化し、地域医療ネットワークを構築するとともに、救急等医療体制や在宅医療と介護の連携を充実させ、安心して暮らせる地域体制を整備する。

取組名		取組内容	担当窓口
1	地域医療連携づくり事業	保健、医療及び福祉に関する関係課と医療機関との連携調整を進める。	健康衛生課
2	医療体制整備事業	休日診療、小児深夜診療及び産婦人科一次救急診療の体制の充実や葛城地区二次救急体制など、広域的な観点も含めて、市民が安心できる医療体制の充実を図る。	健康衛生課
3	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする者が、住みなれた地域で生活が続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との連携を推進する。	介護福祉課

## (3) 介護予防事業の推進

高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、介護予防や生きがいづくりを推進し、地域での活動支援や通いの場の充実を図るとともに、認知症への理解促進と支援体制を強化する。

取組名		取組内容	担当窓口
1	地域介護予防活動支援事業	高齢者が積極的に地域での自主的な介護予防活動に参加できるよう、地域団体への活動支援及び相談事業などを行う。	介護福祉課

取組名		取組内容	担当窓口
2	生活機能低下予防事業	高齢者が要介護状態となることを防ぐだけでなく、生活機能の低下を防ぐことにより、健康で生き生きと自分らしく自立した生活を送れるよう、介護予防及び高齢者の保健事業の一体化の推進に取り組む。	介護福祉課
3	通いの場づくり推進事業 ※再掲	高齢者を年齢や心身の状況等により分け隔てることのない、市民主体の通いの場の充実を図る。また、通いの場の継続的な拡大のため、生活支援コーディネーターと協働し、ふれあいいいきいきサロンやいきいき百歳体操等の開催を支援し、地域で支え合う仕組みづくりを推進する。	介護福祉課 社会福祉協議会
4	認知症施策推進事業	認知症高齢者等の早期発見及び早期診断体制の充実や、認知症に係る医療と福祉及び介護の連携強化を図るとともに、認知症の正しい知識の普及を推進する。	介護福祉課



### 市民、地域及び団体で取り組むこと

- 健康づくりに関する情報を収集し、健康への関心を高める。
- 規則正しい生活とバランスの取れた食事及び運動を心掛ける。
- たばこや飲酒が健康に与える影響を理解し、正しいマナーを身に付ける。
- 特定健康診査や各種がん検診を定期的に受診する。
- かかりつけの医療機関や薬局を持ち、健康相談を活用する。
- 介護予防の重要性を理解し、地域の介護予防事業に参加する。

### 3 安心して子育てのできるまち

#### 課題と方向性

核家族化や地域のつながりの希薄化により、家庭の孤立感や育児の負担が増している。妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援体制を整備するとともに、保育の質の向上や保育サービスの充実を図り、子育て世帯が安心して暮らせる環境を整備する。

また、教育と福祉の連携を進め、地域全体で子育てを支える社会づくりを推進する。

#### 市及び社会福祉協議会の主な取組

##### (1) 保育サービス等の充実

多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や預かり保育などのサービスの充実を図るとともに、適切な施設の再編や維持管理を推進する。

また、放課後児童の安全で安心な居場所づくりを推進する。

取組名	取組内容	担当窓口
1 多様な保育サービス充実事業	市民の多様な保育等のニーズに応えるため、延長保育や預かり保育、乳児等通園支援事業等、各種保育サービス等の充実を図る。	保育幼稚園課
2 公立幼保再編推進事業	「公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針」に基づき、地域の合意を得ながら、公立保育所、幼稚園等の再編を進める。	保育幼稚園課
3 放課後児童健全育成事業	放課後に保護者が不在である家庭の小学生を対象に、遊びと生活の場を提供する。また、子どもたちが安全に安心して過ごせるよう、小学校の余裕教室等を活用し、学習や地域住民との交流活動等の居場所づくりを進める。	保育幼稚園課 生涯学習課

## (2) 地域ぐるみの子育て支援の充実

地域全体で子育てを支える社会の実現を目指し、関係機関や地域団体との連携を強化しながら、妊産婦から子育て家庭まで切れ目のない支援と安心して子育てできる環境づくりを推進する。

取組名		取組内容	担当窓口
1	子育て世代交流促進事業 ※再掲	C SWを配置し、地域の子育てサロンや子育て関連のボランティア団体、こども食堂等の子育てに関する市民活動を支援する。	社会福祉協議会
2	こども家庭センター事業 ※再掲	母子保健と児童福祉の機能を一体的に運営することにより、妊産婦及び乳幼児の健康保持並びに増進に関する包括的支援と子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的支援を切れ目なく、漏れなく提供する。	児童福祉課
3	地域子育て支援拠点事業	情報や支援が届かない孤独な子育てとなることを防ぐため、「つどいの広場」を地域に設置し、子育て支援活動を実施する。	児童福祉課
4	地域子育て支援連携事業	子育て世帯の孤立防止と支援ネットワーク強化のため、子育て支援に関わるボランティア団体との連携を進める。	児童福祉課
5	子どもの読書活動推進事業	子どもの自主的な読書又は学習環境づくりのため、本の貸出しや読書に関する情報提供などの支援を行うとともに、子どもの教養、調査研究及びレクリエーション等に資する場並びに親子の交流の場を提供することで子育ての支援に努める。	市民図書館



### 市民、地域及び団体で取り組むこと

- 保育サービスや子育てに関する正しい知識と情報を持つ。
- 子育て世代同士で情報交換を行い、交流を深める。
- 子育てに関する学習の場や親同士の交流の場に参加する。
- 香芝市ファミリー・サポート・センター事業に参加し、子育てを支援する。
- 家族で協力して子育てを行う。
- 不安や悩みを一人で抱え込まないよう、地域で支え合う。
- 子どもの通学時などに見守りを行い、安全を守る。
- 子育て支援の各種制度を活用する。

# 重層的支援体制整備事業実施計画

## 1 背景について

令和2年（2020年）、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により社会福祉法の一部が改正され、令和3年（2021年）4月には、包括的支援体制の整備に向けた実施手法となる重層的支援体制整備事業が創設された。この事業は、地域住民の複雑化し、かつ、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を、高齢、障害、子ども及び生活困窮の各福祉分野が連携し、一体的に実施することが求められている。

そこで、本計画では、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、その体制整備の方向性や提供体制に関する事項等を示す。

## 2 事業目標について

分野や属性を問わず、誰もが地域で安心して暮らし続けられるよう、断らない相談支援、多様な参加支援及び地域づくりの取組を一体的に推進し、本市における地域共生社会の実現を図るため、次の（1）から（4）までの事業目標を設定する。

### （1）包括的な相談体制の整備

高齢、障害、子ども及び生活困窮などの制度分野を問わず、相談を受け止める包括的な相談体制を整備する。

庁内関係部署と社会福祉協議会等が連携し、複雑化し、かつ、複合化した課題に対して切れ目なく支援につなぐ体制を構築する。

#### 【事業評価指標】

指標名	算出方法	実績 (令和6年度末)	目標 (令和12年度末)
福祉総合相談窓口の相談件数	総合相談窓口で対応した相談件数	91件	112件

## (2) 孤立及び孤独を防ぐ多様な参加支援の推進

地域コミュニティセンターや総合福祉センター等を拠点に、世代や属性を問わず参加できる居場所や活動の場を充実させる。

ひきこもりや生活困窮など、社会とのつながりが弱い人にもアウトリーチを行い、社会参加や就労、ボランティア等へのステップを支援する。

### 【事業評価指標】

指標名	算出方法	実績	目標 (令和12年度末)
地域コミュニティセンター相談件数	地域コミュニティセンター相談窓口での相談受付件数	548件 <sup>※1</sup>	1,050件
ボランティア団体登録数	地域コミュニティセンターにおいて登録されているボランティア団体数	140件 <sup>※2</sup>	160件

※<sup>1</sup> 地域コミュニティセンターは令和7年度に開設したため、実績は令和7年度中間実績

※<sup>2</sup> 地域コミュニティセンターは令和7年度に開設したため、それまでにボランティア業務を所管していたボランティアセンターで登録されていた団体数を掲載

## (3) 地域共生社会を目指した「支え合いの地域づくり」

自治会、民生委員、ボランティア団体、NPO、関係機関等との協働により、日常的な見守りや生活支援が行われる地域づくりを進める。

関連計画等との整合を図りながら、高齢、障害、子ども及び生活困窮など分野横断で支え合う地域共生社会の実現を目標とする。

### 【事業評価指標】

指標名	算出方法	実績 (令和6年度末)	目標 (令和12年度末)
小地域福祉活動団体の設置数	自治会におけるいきいきサロン又は地域福祉推進委員会の設置数	32地域	39地域

## (4) 持続可能な体制整備と人材育成

重層的支援体制整備事業の持続的な体制構築のため、財政、組織及び人員体制を計画的に整備する。

ケースワーク、アウトリーチ及び地域支援に携わる職員並びに関係機関の研修やネットワークづくりを進め、支援の質の向上を図る。

### 【事業評価指標】

指標名	算出方法	実績	目標 (令和12年度末)
重層的支援の延べ最終結案件数	多機関協働事業における最終結案件数	0件※	17件

※ 令和7年度から実施

## 3 事業評価の方法について

円滑な計画の推進を図り、客観的かつ効果的に進捗管理と評価を行うため、毎年度、数値目標の実績を点検し、業務の進行状況を確認する。

これにより、PDCAサイクルを活用した継続的な改善を進め、必要に応じて実施方法や目標設定を見直す。

なお、社会情勢や国の動向の変化により実施計画への反映が必要と判断される場合は、社会福祉法第106条の5第2項の規定により、地域住民の意見を聴取した上で見直しを検討する。

## 4 実施体制について

本市においては、包括的相談支援事業は高齢、障害、子ども及び生活困窮の全ての項目について、既に取り組んでおり、単一の事業の委託又は直営で支援を実施していることから、本事業の実施に当たっての相談窓口の設置形態としては、既存の設置形態は変更せず、複合的な課題を抱えた方々の相談を各々受けとめる「基本型・拠点」（次の表を参照）を設置する。

相談窓口で受けた内容は、必要に応じて適切な相談支援機関に連携し、相談内容のうち、課題が複雑化し、かつ、複合化しており、支援相談機関の役割分担、課題の整理や他分野の包括的相談支援事業者を始めとする他の支援関係機関等と連携した対応が必要な場合は、各分野間の支援機関で協議するほか、多機関協働事業に引き継いでいく。

【設置形態の種類】

類型	内容
基本型・拠点	単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能を土台としつつも、複雑かつ複合的な課題を抱えた者の相談の受け止めや他の支援機関への連携なども含め、自治体における包括的な支援体制の機能を担う機関として、市民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業・拠点	複数分野（最大4分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※ 介護と障害のみ等、4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合を含む。
地域型事業・拠点	地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。市民自身も担い手となることも想定される。活動は、改正された社会福祉法に基づく事業実施計画や支援会議の仕組みを通じ、専門的バックアップを受けて実施する。

(1) 実施体制(令和8年3月時点)

① 包括的相談支援事業

事業	実施主体	運営形態	設置数	概要
地域包括支援センターの運営	介護福祉課	直営委託	1か所 3か所	市内各地域の高齢者に対し総合相談、権利擁護、支援体制づくり及び介護予防に必要な援助を行う。
障害者相談支援事業	社会福祉課	委託	4か所	障害者向けの日常的な相談業務を社会福祉法人に委託し、情報提供やサービス利用の援助など障害者の自立生活を支援する。
利用者支援事業	児童福祉課 保育幼稚園課	直営	5人	(児童福祉課) 育児コーディネーターを4人配置し、子育て世帯の育児相談及び育児情報の提供を行うとともに、支援の必要な家庭は、こども家庭センターにつなぐ。 (保育幼稚園課) 保育コーディネーターを1人配置し、子育て家庭に対して、家庭環境に応じた保育施設の提供及び利用に向けての相談支援を行う。
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	児童福祉課	直営	1か所	母子保健と児童福祉が連携し、及び協働し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う。

事業	実施主体	運営形態	設置数	概要
利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業型)	児童福祉課	直営	1か所	妊産婦等に寄り添い、出産や育児等の見通しを立てるための面談や情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ。
生活困窮者自立相談支援事業	生活支援課	委託	1か所	生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階で、個別の状況に応じた自立に向けた相談支援を行うことにより、複雑化し、又は深刻化する前に自立の促進を図る。

## ② 参加支援事業

事業	実施主体	運営形態	設置数	概要
福祉コミュニティ推進事業	社会福祉課	直営	1か所	市内ボランティア団体との連携を図ることにより、地域社会とのつながりを持つための必要な支援を行う体制を構築する。

## ③ 地域づくり事業

事業	実施主体	運営形態	設置数	概要
地域介護予防活動支援事業	介護福祉課	直営	30団体	地域での通いの場での活動を通じて、要支援や要介護状態になる前からの介護予防を推進する。(設置数は、通いの場の団体数)
生活支援体制整備事業	介護福祉課	委託	5人	生活支援コーディネーターを5名配置し、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進める。
地域活動支援センター事業	社会福祉課	負担金	7か所	精神障害者向けの居場所づくりを行う。 ※ 市内に設置し、又は指定する地域活動支援センターがないため、負担金によって運営する。
地域子育て支援拠点事業	児童福祉課	委託補助	3か所 2か所	未就園児親子の交流の場の提供及び育児相談や育児関連情報の提供を行う。

事業	実施主体	運営形態	設置数	概要
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	社会福祉課	委託	3地区	民生委員の活動を補佐する民生委員協力員と各地区に組織される民生委員協議会の活動を補佐する地区民協協力員を配置し、民生委員の負担軽減や担い手不足の解消を図る。 (設置数は、地区民協協力員を設置している地区数(全3地区中))

#### ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

事業	実施主体	運営形態	設置数	概要
ひきこもり支援事業	社会福祉課	委託	—	ひきこもりの状態にある本人や家族を対象に、相談支援や訪問支援を行う。

#### ⑤ 多機関協働事業

事業	実施主体	運営形態	設置数	概要
福祉総合相談窓口事業	社会福祉課	直営委託	1か所	多様な問題を持つ方の課題を整理し、その課題に沿った個別支援計画の作成につなげる。

## (2) 支援機関間の連携に関する事項

### ア 重層的支援推進会議

庁内関係機関と社会福祉協議会が参加する重層的支援推進会議を定期的で開催し、各事業の実施状況等の確認及び評価並びに実施方法等の見直しについて協議を行う等、支援関係機関の連携を図り、円滑な事業実施に努める。

### イ 庁内連携体制

福祉部門に限らず、住宅、防災、防犯、教育、健康、就労等の関係部局を含んだ横断的な庁内連携体制を整備し、個別支援と地域づくりの両面から効果的な重層的支援体制を構築する。

# 計画の推進に向けて

## 1 地域福祉の推進体制

本計画の推進に当たっては、行政、社会福祉協議会、事業者、関係機関、市民等が協働し、それぞれの専門性と主体性をいかして包括的に取り組むものとする。

<p>行政</p>	<p>行政は、本計画に基づき施策及び事業を総合的に推進し、地域福祉の充実を図る。地域福祉の推進に向け、本計画の趣旨を広く周知するとともに、各事業の成果等を踏まえ、地域づくりに寄与する取組を総合的に展開する。</p> <p>また、庁内のみならず、市民や関係機関との連携体制を強化し、効果的な地域福祉の推進を目指す。</p>
<p>社会福祉協議会</p>	<p>社会福祉協議会は、地域福祉の推進における中核的な役割を担う団体として、地域の関係機関や団体等と協働し、つながりと支え合いの広がりを促進する。全ての市民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、相互に支え合う体制を整備しながら、本計画に基づく地域福祉の取組を推進する。</p>
<p>事業者及び関係機関</p>	<p>福祉サービス事業者及び地域包括支援センター等の関係機関は、サービスの質の向上及び確保に努めるとともに、事業やサービスの内容に関する情報提供及び周知を行い、地域や他機関との連携を深化させる。特に社会福祉法人は、高齢者や障害者等の複雑化し、かつ、複合化する福祉ニーズに的確に対応するため、社会福祉協議会や行政と協働し、地域の支え合いの仕組みの構築等に取り組むとともに、地域資源を活用した公益的な活動を展開することが求められる。</p>
<p>市民</p>	<p>市民は、互いの人格と多様な価値を尊重しつつ、行政、社会福祉協議会、事業者、関係機関等と連携し、地域福祉活動に主体的に参加する。地域共生社会の形成に向け、地域の一員として積極的に関わり、支え合いを基盤とした地域づくりに寄与することが求められる。</p>

## 2 計画の進捗管理

円滑な計画推進を図り、客観的かつ効果的に進捗管理と評価を行うため、毎年度、数値目標の実績を点検し、業務の進捗状況を確認する。

これにより、PDCAサイクルを活用した継続的な改善を進め、必要に応じて実施方法や目標設定を見直す。

なお、社会情勢や国の動向の変化により計画への反映が必要と判断される場合は、社会福祉法第107条第2項の規定により、地域住民の意見を聴取した上で見直しを検討する。

また、大規模災害や感染症拡大などの危機発生時には、優先すべき取組に対応するため、計画期間中でも迅速かつ柔軟に改定を行うこととする。

## 3 計画の周知及び啓発

地域福祉の推進に当たっては、行政や社会福祉協議会だけでなく、市民、関係団体、事業者、教育機関など、地域に関わる全ての主体がそれぞれの立場で協働し、共に支え合う地域づくりを進めていくことが重要である。

そのため、本計画で示す基本理念や地域福祉の考え方、各主体の役割について、市民への周知及び理解の促進を図り、地域における主体的な活動を推進する。

また、広報紙やホームページ等を活用して本計画の普及啓発に努め、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図る。

加えて、将来にわたり地域福祉を担う人材を継続的に育成するため、福祉に関する学びや体験を充実させ、次代を担う福祉人材の育成を推進する。さらに、地域全体で福祉人材を支援し、及び育成する仕組みづくりを進め、地域福祉の持続的な発展を目指す。

## 4 数値目標の設定

本計画では、4つの政策分野ごとに地域福祉の推進状況を測る数値目標を設定する。

### 政策目標達成のための評価指標

#### 政策分野 1 地域福祉への参加促進と担い手の育成

指標名		現状値 (R6値)	次期計画に 向けた方向性
1	ボランティア等登録者数	2,164人	増加
2	サポート会員登録者数	60人	維持
3	地域で人の手助けや活動をしたい人の割合	37.1% ※R5値	維持
4	認知症サポーター養成講座の延べ受講人数	4,899人	増加
5	意思疎通支援事業の登録者数	36人	維持
6	まちづくり提案活動支援事業補助金の新規申請件数	1件	増加
7	小地域福祉活動団体の設置地域数	32地域	増加
8	民生委員協力員数	1件 ※R7より実施	増加
9	障害理解に関する研修受講者数	55人	増加
10	ボランティアフェスティバル等の参加者数	938人	増加

#### 政策分野 2 市民の様々な生活課題を解決できる仕組みづくり

指標名		現状値 (R6値)	次期計画に 向けた方向性
1	共同生活援助の入居者数	71人	増加
2	地域コミュニティセンター相談件数	1件 ※R7から実施	増加
3	福祉総合相談窓口の相談件数	91件	増加
4	重層的支援の延べ終結件数	0件	増加
5	児童虐待の通報数に対する対応率	100%	維持
6	未就園児家庭の育児相談延べ件数	423件	維持
7	成年後見に関する相談延べ件数(高齢者分)	18件	増加
8	成年後見に関する相談延べ件数(障害者分)	3件	増加

### 政策分野 3 快適で安心して暮らすことのできる都市環境の形成

指標名		現状値 (R6値)	次期計画に 向けた方向性
1	バリアフリー特定事業の進捗率	59%	増加
2	公共交通のカバー率	97%	維持
3	市内公共交通の維持（事業者数等）	18事業者	維持
4	災害用備蓄充足率	95.1%	増加
5	自主防災組織主催の防災訓練への協力回数	8回	増加
6	個別避難計画を作成した人数	244人	増加
7	「こども110番の家」の協力率	4%	維持
8	交通事故死傷者数	152人	減少
9	交通事故発生件数	125件	減少
10	MR（1期・2期）予防接種の接種率	96.3%	増加
11	高齢者インフルエンザ予防接種の接種率	50.2%	増加

### 政策分野 4 市民が健やかで生き生きと暮らせるまちの実現

指標名		現状値 (R6値)	次期計画に 向けた方向性
1	ふたかみ文化センターの利用者数	72,345人	増加
2	中央公民館利用者数	55,352人	増加
3	かしばアカデミー講師参加回数	2回	増加
4	かしばアカデミー受講者数	562人	増加
5	かしばスポーツweeeekの申込み人数	787人	増加
6	ニューススポーツデーの申込み人数	294人	増加
7	就労移行支援又は就労継続支援から一般就労に移行した人数	3人	増加
8	就労につながった件数／一般就労を目標とした支援プランの策定件数（生活困窮者自立相談支援事業における）	100.0%	増加
9	現在の健康状況が良いと答えた人の割合	57.0% ※R5値	増加
10	食育に「関心がある」及び「どちらかといえば関心がある」人の割合	73.7% ※R5値	増加

指標名		現状値 (R6値)	次期計画に 向けた方向性
11	健康寿命の延伸 (平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加)	<男性> 平均寿命 83.52年 健康寿命 81.82年 <女性> 平均寿命 89.21年 健康寿命 85.53年 ※R3値	増加
12	いきいき百歳体操参加人数	589人	増加
13	通所型サービスC終了後、介護サービスを利用せずに自立できる人の割合	54.1%	増加
14	総合事業（事業者実施分）の要支援者一人当たりの費用	6,778円/月	増加抑制
15	多様な保育サービスの実施数	55件	増加
16	市立の保育所、幼稚園及び認定こども園の就学前教育及び保育に満足している保護者の割合	— % ※R7から実施	増加
17	民間保育施設における利用者満足度	— % ※R7から実施	増加
18	学童保育所における利用者満足度	— % ※R7から実施	増加
19	安心して子育てができると感じる保護者の割合	64.1% ※R5値	増加

## 1 用語解説

### 【あ行】

#### アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に訪問して支援を行うことである。

#### 医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう、たんの吸引などの日常的医療ケアを要する障害児のことである。医学進歩により長期的な地域生活が可能となったことで、地域包括ケアの中でこれまで以上に医療、福祉及び教育が連携することが求められている。

#### NPO

特定非営利活動促進法に定める分野の非営利活動を行う民間の団体が、特定非営利活動法人（NPO法人）という法人格を取得することで、継続的かつ健全な活動を展開することができる制度のことである。

### 【か行】

#### 共生社会

様々な状況や状態の人々が全て分け隔てなく包摂され、障害のある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支えあい、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会のことである。

#### 共同生活援助

障害のある人が地域の住宅（グループホームなど）で少人数で生活する際に、主に夜間や休日に日常生活上の支援を受けられる福祉サービスである。日常生活の自立を促し、施設ではなく地域で暮らし続けることを支える役割を持つ。

#### 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することである。

#### 高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のことである。高齢化率が7%から14%までの社会を高齡化社会、14%から21%までの社会を高齡社会、21%以上の社会を超高齡社会という。

## こども家庭センターかていせんたー

妊産婦、乳幼児及び子育て家庭を対象に、母子保健と児童福祉を一体的に提供する市区町村の公的施設である。虐待防止や子育て支援を切れ目なく行う地域の中核的役割を担う。

### 【さ行】

## 災害ボランティアさいがいぼらんていあ

災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力、労力及び時間を提供する個人及び団体のことである。有事の際は、災害ボランティアセンターによって総合的な調整が行われ、募集や受け入れ、情報提供等、関係団体との連絡調整に係る活動が実施される。

## 災害ボランティアセンターさいがいぼらんていあせんたー

大地震などの災害が起きた場合に、多くのボランティアが全国各地から災害救援に駆けつけることが予測され、これらボランティアの力を効率的かつ有効的に発揮してもらうための組織のことである。

## 在宅医療ざいたくいりょう

在宅で行う医療のことである。在宅医療としては、医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

## 社会福祉法しゃかいふくしほう

社会福祉サービスの基礎をなす法律であり、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている法律である。

## 自主防災組織じしゅぼうさいそしき

災害対策基本法において規定されている、地域住民による任意の防災組織のことである。自治会などの地域活動の組織を生かして結成されるのが一般的である。

## 自立相談支援事業じりつそうだんしえんじぎょう

生活に困り事や不安を抱えている場合の地域の相談窓口であり、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う事業である。

## 重層的支援体制整備事業じゅうそうてきしえんたいせいせいびじぎょう

市町村において、既存の相談支援などの取組を維持しつつ、地域住民の抱える課題解決のための包括的な支援体制の整備を進めるため、断らない相談支援、参加支援及び地域づくりを一体として行う事業の総称である。

## シルバー人材センター

高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織である。センターは原則として市（区）町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の許可を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営をしている。

## 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援と介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のことである。地域包括ケアシステム構築のために、厚生労働省から市町村に対しガイドラインによって位置付けられた役割である。

## 生活困窮者

生活困窮者自立支援法第2条第1項に定める「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」のことである。

## 生活習慣病

食事や不規則な生活などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている、糖尿病や脳卒中、心臓病、脂質異常（高脂血症）、高血圧、肥満などの疾患の総称である。

## 生活福祉資金貸付事業

失業等により生計の維持が困難となった世帯に対し、世帯の自立を支援することを目的として、生活再建までの取組への支援と生活費等の貸付を行う事業である。

## 成年後見制度

知的障害や精神障害、認知症等により判断能力が不十分な成年者を保護するための制度である。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度である。

### 【た行】

## 地域共生社会

制度や分野ごとの縦割りや支え手と受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことである。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトと位置付けられている。

## ちいきこみゆにてい 地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費や生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す概念である。

## ちいきせいかつだいい 地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減、若しくは悪化の防止をいう）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、ならびに地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題のことを指す。

## ちいきふくしすいしんいんかい 地域福祉推進委員会

地域で起こりうる生活上の課題に対して、住民同士が話し合える場づくりを行い、課題解決に向けた小地域福祉活動を展開する組織のことである。具体的な活動として、地域のつながりを深めるための催しやサロン活動、ひとり暮らし高齢者や子どもなどの見守り活動、外出支援や簡単な生活支援などの支え合いの活動を行っている。

## ちいきほうかつけあしすてむ 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能とする、地域における包括的な支援及びサービス提供体制のことである。国は令和7年を目途として構築を推進しており、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされている。

## ちいきほうかつけんせんたー 地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のことである。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）であり、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

## 【な行】

### にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業

認知症高齢者や精神障害者、知的障害者等、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供や助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業のことである。

## にんちしょう 認知症

一旦正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障を来した状態のことである。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障害（物忘れなど）や精神症状、行動障害（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などがみられる。

## にんちしょうこうれいしゃ 認知症高齢者

高齢期において、脳の広い範囲で細胞が死滅したり、脳そのものが縮んだりといった変化が生じることで、それまで身につけていた知的能力が低下し、認知症の症状が現れている高齢者のことである。

## 【は行】

### はちまるごーまるもんだい 8050問題

80代高齢親が50代の成人した子（引きこもり等）を支える社会課題のことである。

## ぼりあふりー バリアフリー

障害者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、様々な障壁（バリア）を取り除くことである。元は段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられている。

## ひきこもり

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成22年5月19日公表）で定義される「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学や非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出は除く）を指す現象概念」である。

## びーでいーしーえーさーいーくろ PDCAサイクル

計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のプロセスを順に実施し、最後のActionではCheckの結果から最初のPlanの内容を見直して次回のPlanに結び付ける、このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法のことである。

## ひなんこうどうようしえんしゃ 避難行動要支援者

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難に当たって特に支援を要する人を指す概念である。災害時要配慮者とも呼ばれる。

## ふあみりー・さぽーと・せんたー ファミリー・サポート・センター

仕事と子育てを支援する目的から設立された組織である。地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う組織となっている。

### ふれあいいきいきサロン

地域の集会所や自治会館を利用して、住民が集まって交流を深めるために行われる小地域福祉活動のことである。

### ふれあい食事サービス

社会的に孤立しがちな高齢者等に対して、地域の集会所や公民館等において会食会や居宅への配食を実施することにより、近隣住民やボランティアなどによる暮らしのSOSをキャッチするための見守りネットワークとして実施されている活動である。

### ボランティアセンター

地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織である。市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多く、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修の場及びボランティアの情報交換の場として機能している。

## 【ま行】

### 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談や支援等も行っている。

### メンタルヘルス

「心の健康」のことである。世界保健機関（WHO）憲章によると「健康とは単に病気がないというだけでなく、肉体的にも、精神的にも、また社会的にも全てが満たされた状態」と定義されている。「心の健康」は、いきいきと自分らしく生きるための重要な条件である。具体的には、自分の感情に気づいて表現できること（情緒的健康）、状況に応じて適切に考え、現実的な問題解決ができること（知的健康）、他人や社会と建設的でよい関係を築けること（社会的健康）を意味している。

### モビリティマネジメント

一人一人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策のことである。

## 【や行】

### ゆにばーさるでざいん ユニバーサルデザイン

年齢や性別、文化、言語、国籍、障害の有無などに関わらず、誰にとっても使いやすい製品や建築、サービスなどを設計する考え方である。

### ようやくひっき 要約筆記

聴覚に障害のある人などのために、会議や講演会等で話されている内容の要点をまとめて、紙に書いたり、パソコンで打ち出したりなどし、文字で情報を伝えることである。

## 【ら行】

### らいふすたいる ライフスタイル

衣・食・住に関する選択の結果という単なる生活様式や行動様式だけでなく、人生観や価値観、習慣などを含めた個人の生き方やアイデンティティーなども含んだ総称である。

## 2 策定経過

年 月	名 称	内 容
令和7年 7月	社会福祉法人香芝市社会福祉協議会小地域福祉活動に関するアンケート調査 (実施期間：7月1日から7月31日まで)	香芝市内の地域福祉活動団体（29団体）を対象に実施。
	香芝市地域福祉計画策定に関する市民意識調査 (実施期間：7月11日から7月30日まで)	香芝市内在住の18歳以上2,000人を対象に無作為抽出して実施。
8月	第1回第四期香芝市地域福祉計画及び第四期香芝市地域福祉活動計画策定委員会 (開催日：8月27日)	議題は次のとおり。 (1) 第三期香芝市地域福祉計画及び第三期香芝市地域福祉活動計画の効果検証について (2) 第四期香芝市地域福祉計画及び第四期香芝市地域福祉活動計画の策定方針について (3) 第四期香芝市地域福祉計画及び第四期香芝市地域福祉活動計画に関する市民意識調査等の結果について
10月	第2回第四期香芝市地域福祉計画及び第四期香芝市地域福祉活動計画策定委員会 (開催日：10月23日)	議題は次のとおり。 (1) 第四期香芝市地域福祉計画及び第四期香芝市地域福祉活動計画の計画体系について
12月	第3回第四期香芝市地域福祉計画及び第四期香芝市地域福祉活動計画策定委員会 (開催日：12月24日)	議題は次のとおり。 (1) 第四期香芝市地域福祉計画及び第四期香芝市地域福祉活動計画の各施策に係る取組案について
令和8年 2月	パブリックコメント (実施期間：2月19日から3月9日まで)	第四期香芝市地域福祉計画・第四期香芝市地域福祉活動計画（案）について意見募集を実施。
	第4回第四期香芝市地域福祉計画及び第四期香芝市地域福祉活動計画策定委員会 (開催日：2月24日)	議題は次のとおり。 (1) 第四期香芝市地域福祉計画及び第四期香芝市地域福祉活動計画（案）について
3月	第四期香芝市地域福祉計画及び第四期香芝市地域福祉活動計画の策定	

### 3 第四期香芝市地域福祉計画及び第四期香芝市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	所属及び役職
岡本 晴子	奈良県社会福祉協議会地域福祉課長
北野 昌紀	香芝市ふたかみクラブ連合会会長
久米 レイ子	香芝市身体障害者福祉協会会長
小林 浩子	香芝市ボランティア連絡協議会会長
◎ 斉藤 千鶴	関西福祉科学大学名誉教授
坂手 亜矢子	きずな西大寺法律事務所 弁護士
寫岡 明美	香芝市手をつなぐ育成会会長
赤土 晃子	子育て支援サークル ひだまり代表
高橋 進	社会福祉法人香芝市社会福祉協議会会長
土井 文代	地域福祉推進委員会 磯壁みつわ会代表
○ 中西 茂雄	香芝市自治連合会会長
藤田 幸江	香芝市民生・児童委員連合会会長
松山 正仁	かつらぎ香芝地区保護司会 香芝地区代表
丸橋 裕之	香芝市医師会代表

※氏名欄の◎印は会長、○印は副会長です。

第四期香芝市地域福祉計画  
第四期香芝市地域福祉活動計画

---

令和8年3月発行

香芝市健康福祉部社会福祉課

〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1

電話 0745-79-7151

社会福祉法人香芝市社会福祉協議会

〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1

電話 0745-76-7107



